

平成22年度報告書

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

東京電力株式会社

目 次

株主のみなさまへ	2
(第87回定時株主総会開催ご通知添付書類)	
事業報告	3
連結貸借対照表	26
連結損益計算書	27
連結株主資本等変動計算書	28
連結注記表	29
貸借対照表	43
損益計算書	44
株主資本等変動計算書	45
個別注記表	46
連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告	57
計算書類に係る会計監査人の会計監査報告	59
監査役会の監査報告	61

株主のみなさまへ

株主のみなさまには、このたびの東北地方太平洋沖地震による福島第一原子力発電所の事故、さらには供給力不足に伴う計画停電により、多大なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを衷心よりお詫び申し上げます。

特に、福島第一原子力発電所におきましては、放射性物質の外部への放出により発電所周辺地域の方々の避難や農畜産物・水産物の出荷制限等の事態を引き起こしたうえ、今なお原子炉や使用済燃料プールの安定的冷却状態を確立できていないなど予断を許さない状況が続いております。これにより、株主のみなさまはもとより、立地地域のみなさま、さらには広く社会のみなさまに大変なご迷惑、ご不安をおかけしておりますことを改めて深くお詫び申し上げます。

現在、当社は、国や自治体、メーカー、協力会社、さらには各国政府など、多方面の方々のご支援とご協力を仰ぎながら、福島第一原子力発電所の事故の収束に総力を挙げて取り組むとともに、当社の使命である安定供給を果たすため供給力の確保に全力を尽くしております。また、事故により被害を受けられた方々への補償につきましても、原子力損害賠償制度に基づき、国のご支援をいただきながら、公正かつ迅速に対応してまいります。

当社といたしましては、直面している極めて厳しい経営状況を踏まえ、グループの総力を挙げて経営の抜本的な合理化に取り組み、一日も早くこの危機を克服できるよう努めてまいり所存であります。

株主のみなさまにおかれましては、引き続きご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

取締役会長 **勝俣恒久**

取締役社長 **清水正孝**

事業報告 (平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

平成22年度のわが国経済は、輸出や生産活動に持ち直しの動きがみられたものの、失業率が高水準にあるなど依然として厳しい状況で推移しました。

東京電力グループにおきましては、平成19年の新潟県中越沖地震以降の厳しい経営環境を克服するため、被災した柏崎刈羽原子力発電所の復旧に取り組むとともに、業務運営全般におけるコストダウンに努めてまいりました。また、将来の成長・発展に向けて、新たな中期経営方針「東京電力グループ中長期成長宣言 2020ビジョン」を策定するとともに、公募増資による資金調達を実施するなど、その実現に向けた取り組みをすすめておりました。

こうしたなか、本年3月11日、三陸沖を震源とするマグニチュード9.0の東北地方太平洋沖地震が発生し、当社におきましても、福島第一及び福島第二原子力発電所をはじめ、火力発電所や流通設備等が大きな被害を受けました。なかでも、福島第一原子力発電所では、史上稀に見る巨大な地震や津波の影響により電源が失われたことなどから原子炉を冷却することができなくなり、原子炉建屋の爆発や放射性物質の外部への放出という重大な事故が発生いたしました。この結果、発電所周辺地域の方々には避難していただくざるを得なくなるとともに、農畜産物・水産物に出荷制限が課されるなど、極めて深刻な事態を引き起こすこととなりました。

また、この地震や津波により当社の発電所等が大きな被害を受け、供給力が需要を大幅に下回る見込みとなったことから、不測の大規模停電を回避するためのやむを得ない緊急措置として、多くのお客さまに計画停電をお願いさせていただきました。

地震発生以降、当社は、国や自治体をはじめ多くのみなさまのご支援・ご協力を仰ぎながら、福島第一原子力発電所の原子炉への注水や電源の復

旧など、事故の拡大防止と事態収束に向けた取り組みを全力ですすめております。また、当社の使命である安定供給を果たすため、供給力の確保に最大限取り組んでおります。

当年度の連結収支につきましては、3,176億円の経常利益を確保したものの、福島第一原子力発電所の事故の収束に要する費用や同発電所1号機から4号機の廃止に関する費用をはじめとする特別損失を1兆776億円計上したことに加え、繰延税金資産の取崩しに伴い法人税等調整額が増加したことなどから、1兆2,473億円の当期純損失となりました。

当年度の期末における配当につきましては、以上のような業績に加え、今後も極めて厳しい経営環境が続くと見込まれることから無配とさせていただきます。株主のみなさまには深くお詫び申し上げますとともに、なにとぞご理解を賜りますようお願い申し上げます。

事業別の業績（事業間の内部取引消去前）につきましては以下のとおりとなりました。

a. 電気事業

当年度の当社の販売電力量は2,934億kWhとなり、前年度を4.7%上回りました。この内訳として、まず自由化の対象外である「電灯」（主にご家庭用）及び「電力」（主に商店・小規模工場用）についてみますと、記録的な猛暑の影響により冷房需要が大幅に増加したことなどから、「電灯」は7.6%増の1,034億kWh、「電力」は6.9%増の122億kWhとなりました。また、自由化の対象である「特定規模需要」（主に大規模店舗・事務所ビル・工場用）につきましては、猛暑の影響に加え、生産活動の持ち直しにより産業用需要が増加したことなどから3.0%増の1,778億kWhとなりました。

売上高につきましては、販売電力量が増加したことなどから、前年度に比べ7.0%増の5兆646億円となりました。一方、営業費用は、人件

費や減価償却費の減少等があったものの、原油価格の上昇等により燃料費が増加したことなどから 5.0 % 増の 4 兆 7,104 億円となりました。この結果、営業利益は 3,541 億円となりました。

b. 情報通信事業

売上高は、子会社のソフトウェア開発事業における売上げが増加したことなどから、前年度に比べ 7.6 % 増の 1,032 億円となりました。一方、営業費用は 5.2 % 増の 940 億円となりました。この結果、営業利益は 91 億円となりました。

c. エネルギー・環境事業

売上高は、当社のガス事業における売上げが増加したことなどから、前年度に比べ 8.1 % 増の 3,845 億円となりました。一方、営業費用は 8.2 % 増の 3,616 億円となりました。この結果、営業利益は 229 億円となりました。

d. 住環境・生活関連事業

売上高は、子会社の不動産事業における売上げが減少したことなどから、前年度に比べ 0.5 % 減の 1,328 億円となりました。一方、営業費用は 0.5 % 減の 1,206 億円となりました。この結果、営業利益は 121 億円となりました。

e. 海外事業

売上高は、海外子会社の発電事業における売上げが減少したことなどから、前年度に比べ 7.3 % 減の 140 億円となりました。一方、営業費用は 19.8 % 減の 140 億円となりました。この結果、営業利益は 26 百万円となりました。

事業区分	売上高	営業費用	営業利益
	億円	億円	億円
電気事業	50,646	47,104	3,541
情報通信事業	1,032	940	91
エネルギー・環境事業	3,845	3,616	229
住環境・生活関連事業	1,328	1,206	121
海外事業	140	140	0
内部取引消去	△ 3,307	△ 3,319	11
合計	53,685	49,689	3,996

(注) 1億円未満を切り捨てて表示しているため、海外事業の営業利益につきましては0億円と記載しております。

(2) 対処すべき課題

福島第一原子力発電所の事故が収束していないことに加え、今後、原子炉等の安定化や事故の被害者の方々への補償に多額の資金が必要となるなど、東京電力グループは、かつて経験したことがない重大な危機に直面しております。当社といたしましては、グループの総力を挙げて以下の施策を実行することによりこの危機を克服し、株主のみなさまのご期待に応えるよう努めてまいります。

a. 原子力事故の一日も早い収束

当社は、原子炉及び使用済燃料プールの安定的冷却状態を確立し、放射性物質の放出を抑制することをめざして「福島第一原子力発電所事故の収束に向けた道筋」を策定いたしました。このなかで、当社は、放射線量が着実に減少傾向となっていること（ステップ1）、放射性物質の放出が管理され、放射線量が大幅に抑えられていること（ステップ2）

という二つの目標を設定しており、ステップ1については7月中旬を、ステップ2についてはステップ1終了後3～6ヶ月程度を目標達成の目安としております。さらに、各ステップにおける取り組みを、原子炉及び使用済燃料プールの「冷却」、放射性物質の放出の「抑制」、「モニタリング・除染」、「余震対策等」、作業員の生活・職場の「環境改善」という五つの分野に分類したうえで、それぞれに目標を設定し、諸対策を同時並行ですすめているところであります。当社といたしましては、これらの取り組みに持てる力のすべてを注ぎ込み、事故で避難されている方々の一日も早いご帰宅を実現するとともに、国民のみなさまに安心して生活していただけるよう全力を尽くしてまいり所存であります。

また、今回の地震と津波の経験を踏まえ、緊急時の電源確保や防潮堤の設置などの安全確保対策を早急に実施するとともに、非常災害に対するリスク管理体制等について検証を行ってまいります。

b. 原子力事故により多大なご迷惑をおかけしている方々への対応

このたびの事故により多大なご迷惑をおかけしている方々に対するお詫びや事故の収束に向けた取り組みについてのご説明等を丁寧に実施するとともに、避難場所における支援活動などに引き続き誠心誠意取り組んでまいります。

また、事故により被害を受けられた方々への補償につきましては、国が設立する機構が当社に対して資金援助する一方で、当社は機構に対し毎年の事業収益等を踏まえた負担金を支払うことなどを定めた支援の枠組みが本年5月に策定され、今後法制化されることとなっております。当社といたしましては、この枠組みのもと、事故の被害者の方々に対し公正かつ迅速な補償を実施してまいり所存であります。

c. 安定供給の確保

今回の地震や津波により当社の発電所等は大きな被害を受けており、

今後も厳しい需給状況が続くことが想定されます。当社といたしましては、被災した火力発電所の復旧やガスタービン発電設備等の新規電源の設置、他の電力会社からの電力購入など供給力確保に全力で取り組むとともに、節電や需給調整契約ご加入のお願いなど需要面の対策を着実に実施し、安定供給を確保してまいります。

d. 経営の抜本的な合理化，投資・費用削減の徹底

東京電力グループが直面している極めて厳しい経営状況を踏まえ、これまでの事業運営を抜本的に見直し、投資・費用削減と資金確保に向けた取り組みを実行してまいります。具体的には、電気事業の遂行に必要な不可欠な業務を厳選したうえで、投資・費用削減を徹底するとともに、保有する資産の売却や事業の整理、組織・グループ体制のスリム化を早急に検討・実施してまいります。

(3) 設備投資の状況

①設備投資額

事業区分	金額
電気事業	6,117
情報通信事業	88
エネルギー・環境事業	245
住環境・生活関連事業	169
海外事業	181
内部取引消去	△ 34
合計	6,767

億円

②完成した主な設備

発電設備

名称	出力(万kW)
(火力) 富津火力発電所4号系列	50.6

③建設中の主な設備（平成23年3月31日現在）

a. 発電設備

名 称	出力(万kW)
(水力)	
葛野川発電所	80
神流川発電所	235
(火力)	
常陸那珂火力発電所2号機	100
広野火力発電所6号機	60
川崎火力発電所2号系列	50

b. 送電設備

名 称	電圧(kV)	巨長(km)
西上武幹線(架空線, 新設)	500	59.3
川崎豊洲線(地中線, 新設)	275	22.2

c. 変電設備

名 称	電圧(kV)	出力(万kVA)
新茂木変電所(増設)	500	150

(4) 資金調達の状況

①社 債

発行による収入	2,342 億円
償還による支出	4,302 億円

②借入金

借入による収入	2兆 8,214 億円
返済による支出	1兆 591 億円

③コマーシャル・ペーパー

発行による収入	400 億円
償還による支出	1,050 億円

④株 式

発行による収入	4,468 億円
---------	----------

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度 (当年度)
売 上 高 (億円)	54,793	58,875	50,162	53,685
経 常 利 益 (億円)	331	△ 346	2,043	3,176
当 期 純 利 益 (億円)	△ 1,501	△ 845	1,337	△12,473
1株当たり当期純利益 (円)	△111.26	△ 62.65	99.18	△846.64
総 資 産 (億円)	136,790	135,593	132,039	147,903

(6) 重要な子会社の状況（平成23年3月31日現在）

会 社 名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
	億円	%	
東電不動産株式会社	30.2	100	不動産の賃貸借，管理
東京発電株式会社	25	100	電気の卸供給
東京都市サービス株式会社	4.0	100	熱供給事業
株式会社テプコシステムズ	3.5	100	コンピュータ機器による情報処理，ソフトウェアの開発及び保守
東電工業株式会社	3	100	発電設備等の補修工事
東電環境エンジニアリング株式会社	3	100	環境保全設備等の運転，保守
株式会社東電ホームサービス	2	100	電気利用に関するコンサルティング，配電設備の設計，保守
株式会社テプコユー	1	100	原油及び石油製品の販売
東京電設サービス株式会社	0.5	100	送電，変電設備等の保守
東電設計株式会社	0.4	100	発電，送電，変電設備等の設計，工事監理
株式会社アット東京	133.7	81.2	コンピュータ，電気通信設備等の設置場所賃貸及び保守，管理，運営
東電広告株式会社	0.2	80.2	当社所有の電柱等を媒体とする広告の請負

会 社 名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
株式会社ユーラスエナジー ホールディングス	億円 181.9	% 60.0	国内外の風力，太陽光 発電事業への投資
Tokyo Electric Power Company International B.V.	百万ユーロ 240	100	海外事業への投資
Cygnus LNG Shipping Limited	億円 40.0	70	L N G 船の保有，用船
Tokyo Timor Sea Resources Inc.	百万米ドル 39.0	66.7	ガス田開発事業会社へ の投資

(7) 主要な事業内容（平成23年3月31日現在）

事業区分	事業内容
電 気 事 業	電気の供給
情 報 通 信 事 業	情報処理サービス
エネルギー・環境事業	設備の建設・保守，エネルギー資源の開発・採 掘・加工・売買・輸送，ガス供給，熱供給
住環境・生活関連事業	不動産の売買・賃貸借・管理，広告
海 外 事 業	コンサルティング，海外事業への投資，海外に おける発電

(8) 主要な事業所（平成23年3月31日現在）

①当社の主要な事業所

a. 本店（東京都千代田区）

b. 支店

栃木支店（栃木県宇都宮市），群馬支店（群馬県前橋市），茨城支店（茨城県水戸市），埼玉支店（埼玉県さいたま市），千葉支店（千葉県千葉市），東京支店（東京都新宿区），多摩支店（東京都八王子市），神奈川支店（神奈川県横浜市），山梨支店（山梨県甲府市），沼津支店（静岡県沼津市）

c. 主な発電所

水力（出力 10 万 kW 以上）

鬼怒川，今市，塩原（以上栃木県），矢木沢，玉原，神流川（以上群馬県），葛野川（山梨県），秋元（福島県），安曇，水殿，新高瀬川（以上長野県），中津川第一，信濃川（以上新潟県）

火力（出力 100 万 kW 以上）

鹿島，常陸那珂（以上茨城県），五井，姉崎，袖ヶ浦，富津，千葉（以上千葉県），大井，品川（以上東京都），横須賀，横浜，南横浜，東扇島，川崎（以上神奈川県），広野（福島県）

原子力

福島第一，福島第二（以上福島県），柏崎刈羽（新潟県）

②重要な子会社の主要な事業所（本店）

東電不動産株式会社（東京都中央区），東京発電株式会社（東京都港区），東京都市サービス株式会社（東京都港区），株式会社テプコシステムズ（東京都江東区），東電工業株式会社（東京都港区），東電環境エンジニアリング株式会社（東京都港区），株式会社東電ホームサービス（東京都港区），株式会社テプコユ（東京都港区），東

京電設サービス株式会社（東京都港区），東電設計株式会社（東京都台東区），株式会社アット東京（東京都港区），東電広告株式会社（東京都渋谷区），株式会社ユーラスエナジーホールディングス（東京都港区），Tokyo Electric Power Company International B.V.（オランダ），Cygnus LNG Shipping Limited（バハマ），Tokyo Timor Sea Resources Inc.（アメリカ）

(9) 使用人の状況（平成23年3月31日現在）

事業区分	使用人数（前年度末比増減）
電気事業	36,647名（+156名）
情報通信事業	3,997名（+92名）
エネルギー・環境事業	8,289名（+260名）
住環境・生活関連事業	3,877名（+5名）
海外事業	160名（+5名）
合計	52,970名（+518名）

(10) 主要な借入先（平成23年3月31日現在）

借入先	借入金残高
	億円
株式会社三井住友銀行	9,590
株式会社みずほコーポレート銀行	6,880
株式会社三菱東京UFJ銀行	4,540
株式会社日本政策投資銀行	3,722
三菱UFJ信託銀行株式会社	2,378
中央三井信託銀行株式会社	1,933

2. 株式に関する事項（平成23年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 18億株

(2) 発行済株式の総数 16億701万7,531株

(注) 当年度中の増加

- ・平成22年10月19日を払込期日とする公募による新株式の発行 2億2,763万株
- ・平成22年11月1日を払込期日とする第三者割当による新株式の発行 2,652万株

(3) 株主数 93万3,031名

(4) 上位10名の株主

株主名	持株数	出資比率
	千株	%
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社（信託口）	57,963	3.61
第一生命保険株式会社	55,001	3.43
日本生命保険相互会社	52,800	3.29
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社（信託口）	47,949	2.99
東京都 株式会社三井住友銀行	42,676	2.66
東京電力従業員持株会	35,927	2.24
SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT – TREATY CLIENTS	24,793	1.55
株式会社みずほコーポレート銀行	24,087	1.50
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン エス エル オムニバス アカウト	23,791	1.48
	22,267	1.39

(注) 出資比率は、発行済株式の総数から自己株式 2,894,627 株を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成23年3月31日現在）

氏名	地位, 担当及び重要な兼職の状況
かつ 勝 恒 久 また 俣 恒 久	取締役会長 KDDI株式会社社外取締役, NK S Jホールディングス株式会社社外 取締役
し 清 水 正 孝 みず 水 正 孝	取締役社長 福島原子力被災者支援対策本部長 社団法人日本経済団体連合会副会長, 電気事業連合会会長
つづみ 鼓 紀 男 のり 紀 男	取締役副社長 業務全般 福島原子力被災者支援対 策本部副本部長兼原子力・立地本部 副本部長 総務部担当 株式会社日本フットボールヴィレ ジ取締役副社長, 株式会社高岳製 所社外取締役, 株式会社東京エネ ス社外監査役
ふじ 藤 本 孝 もと 本 孝	取締役副社長 業務全般 電力流通本部長 建設部 担当
やま 山 崎 雅 男 さき 崎 雅 男	取締役副社長 業務全般 労務人事部, 総合研修セ ンター, 品質・安全監査部担当
たけ 武 井 優 い 井 優	取締役副社長 業務全般 経理部, 原子力品質監査 部担当
ふじ 藤 原 万喜夫 わら 原 万喜夫	取締役副社長 業務全般 販売営業本部長 東光電気株式会社社外取締役
む 武 藤 栄 とう 藤 栄	取締役副社長 業務全般 原子力・立地本部長
やま 山 口 博 ぐち 口 博	常務取締役 電力流通本部副本部長
ない 内 藤 義 博 とう 藤 義 博	常務取締役 グループ事業推進部, 資材部担当
にし 西 澤 俊 夫 ざわ 澤 俊 夫	常務取締役 企画部, 広報部担当
あい 相 澤 善 吾 ざわ 澤 善 吾	常務取締役 環境部, 火力部担当 鹿島共同火力株式会社取締役会長

氏 名	地位, 担当及び重要な兼職の状況
あら い たか お 荒 井 隆 男	常務取締役 燃料部, ガス・カンパニー担当
たか つ ひろ あき 高 津 浩 明	常務取締役 技術開発本部長 技術部担当
ひろ せ なお み 廣 瀬 直 己	常務取締役 福島原子力被災者支援対策本部副本部長 用地部, 国際部担当
こ もり あき お 小 森 明 生	常務取締役 原子力・立地本部副本部長
みや もと ふみ あき 宮 本 史 昭	常務取締役 システム企画部, 電子通信部担当
き わら しげる 木 村 滋	取 締 役 電気事業連合会副会長
もり た とみ じ ろう 森 田 富治郎	取 締 役 第一生命保険株式会社取締役会長 小田急電鉄株式会社社外取締役, セイコーホールディングス株式会社社外監査役, 社団法人日本経済団体連合会副会長
あお やま やすし 青 山 侑	取 締 役 明治大学大学院教授
ちく だて かつ とし 築 館 勝 利	常任監査役 (常勤)
ち の のり お 千 野 宗 雄	常任監査役 (常勤) 株式会社関電工社外監査役
から さき たか し 唐 崎 隆 史	常任監査役 (常勤)
はやし きだ ゆき 林 貞 行	監 査 役
たか つ こう いち 高 津 幸 一	監 査 役 弁護士
こ み やま ひろし 小宮山 宏	監 査 役 株式会社三菱総合研究所理事長 信越化学工業株式会社社外取締役, JXホールディングス株式会社社外 取締役
おお や かず こ 大 矢 和 子	監 査 役 株式会社資生堂監査役 (常勤)

(注) 1. 会長, 社長及び副社長は, いずれも代表取締役であります。

2. 取締役 森田富治郎及び同 青山侑は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 監査役 林貞行、同 高津幸一、同 小宮山宏及び同 大矢和子は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 常任監査役 築館勝利は、平成14年6月から平成19年6月まで当社の取締役として経理部を担当しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、取締役 森田富治郎が取締役会長を務める第一生命保険株式会社と資金の借入等の取引を行っております。
6. 監査役 宮本幸始及び同 野村吉三郎は、平成22年6月25日、辞任により監査役を退任いたしました。

(2) 報酬等の総額

	支給人数	当年度に係る報酬等の額
	名	百万円
取締役	24	723
監査役	9	141

- (注) 1. 株主総会決議による報酬等の限度額は次のとおりであります。(平成19年6月定時株主総会決議)
- 取締役 年額 1,200 百万円以内
 - 監査役 年額 240 百万円以内
2. 当年度に係る取締役賞与金につきましては、支給しないことといたしました。
 3. 上記のうち、社外役員7名に対する報酬等の額は66百万円であります。

(3) 社外役員の主な活動状況

氏 名	主 な 活 動 状 況
森 田 富治郎	取締役会には13回中13回出席し、必要に応じて、主に企業経営者としての経験と見識等を活かして発言を行っております。
青 山 侑	取締役会には13回中13回出席し、必要に応じて、主に地方行政に携わった経験と見識等を活かして発言を行っております。
林 貞 行	取締役会には13回中12回出席し、また、監査役会には11回中10回出席し、必要に応じて、主に外交官としての国際経験と見識等を活かして発言を行っております。
高 津 幸 一	取締役会には13回中13回出席し、また、監査役会には11回中11回出席し、必要に応じて、主に弁護士としての経験と専門知識等を活かして発言を行っております。
小宮山 宏	取締役会には13回中12回出席し、また、監査役会には11回中9回出席し、必要に応じて、主に工学分野の専門家としての経験と見識等を活かして発言を行っております。
大 矢 和 子	取締役会には11回中9回出席し、また、監査役会には9回中8回出席し、必要に応じて、主に他企業における監査役としての経験と見識等を活かして発言を行っております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

①当年度に係る会計監査人としての報酬等の額 121 百万円

②当社及び子会社が支払うべき財産上の利益の合計額 246 百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できませんので、上記①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
2. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である国際財務報告基準の適用に伴う影響度調査等に関するコンサルティング業務などを委託し、その対価を支払っております。
3. 当社の重要な子会社のうち、株式会社ユーラスエナジーホールディングス及びTokyo Electric Power Company International B.V. は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当する場合、監査役会は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任する方針としております。

また、上記の場合のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められるなど、会計監査人として適当でないと判断される場合には、取締役会は、監査役会の同意を得て又は監査役会の請求に基づき、会計監査人の解任又は不再任を株主総会に提案する方針としております。

5. 業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 社会規範に沿った業務運営・企業倫理遵守の徹底を図るため、「東京電力グループ企業行動憲章」及び「企業倫理遵守に関する行動基準」を定め、取締役はこれを率先して実践するとともに、執行役員及び従業員がこれを遵守するよう監督する。

また、社外有識者を委員に含み、企業倫理全般を統括する「企業倫理委員会」を設置し、コンプライアンス経営を推進する。

- ② 取締役会は、原則として毎月1回、また必要に応じて開催し、法令及び定款に従い、重要な職務執行について審議・決定するとともに、取締役から定期的に、また必要に応じて職務執行の状況の報告を受けること等により、取締役の職務執行を監督する。また、執行役員に対して、必要に応じて職務執行の状況について、取締役会への報告を求める。
- ③ 取締役会の機能を補完し、効率的かつ適切な意思決定を図るため、常務会を設置する。常務会は、原則として毎週1回、また必要に応じて開催し、取締役会への付議事項を含む経営の重要事項について審議する。
- ④ 取締役は、法令及び定款に適合した適切な経営判断を行うため、常に十分な情報の収集に努める。

(2) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会、常務会の議事録その他職務執行に係る情報については、法令及び社内規程に従い、その作成から、利活用、保存、廃棄に至るまで適切に管理する。

(3) リスク管理に関する規程その他の体制

- ① 取締役は、当社及びグループ会社の事業活動に関するリスクを定期的に、また必要に応じて把握・評価し、毎年度の経営計画に適切に反映する。また、グループ全体のリスク管理が適切になされるよう社内規程を整備する。
- ② 当該リスクは、社内規程に従い、業務所管箇所が、職務執行の中で管理することを基本とし、複数の所管に関わる場合は、組織横断的な委員会等で審議の上、適切に管理する。
- ③ 経営に重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクについては、社長を委員長とする「リスク管理委員会」において、リスクの現実化の予防に努めるとともに、万一現実化した場合には迅速かつ的確に対応することにより、経営に及ぼす影響を最小限に抑制するよう努める。
- ④ 大規模地震等の非常災害の発生に備え、対応組織の設置、情報連絡体制の構築及び定期的な防災訓練の実施等、適切な体制を整備する。
- ⑤ リスク管理体制の有効性については、内部監査組織が定期的に、また必要に応じて監査し、その結果を常務会等に報告する。取締役は、監査結果を踏まえ、所要の改善を図る。

(4) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 経営上の重要事項については、取締役会のほか、常務会、その他の会議体において適宜審議する等、効率的な意思決定を図る。
- ② 取締役会の決定に基づく職務執行については、社内規程において責任と権限を明確にし、取締役、執行役員、従業員がそれぞれ適切かつ迅速に執行する。
- ③ 情報のセキュリティ確保を前提に、職務執行の効率性向上や適正の確保に資するIT環境の整備に努める。

(5) 従業員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① すべての従業員が「東京電力グループ企業行動憲章」及び「企業倫理遵守に関する行動基準」を遵守するよう、企業倫理担当取締役が中心となって、継続的に企業倫理研修を実施すること等により、その定着と徹底を図る。
- ② 法令や企業倫理上の問題を匿名で相談できる「企業倫理相談窓口」を設置し、寄せられた事案については、「企業倫理委員会」で審議の上、適切に対応する。なお、相談者のプライバシーについては、社内規程に従い、厳重に保護する。
- ③ 社内規程において、職務執行に当たり遵守すべき法令等を明確にするとともに、教育研修等により当該規程に基づく職務執行の徹底を図る。
- ④ 従業員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するため、内部監査組織が、従業員の職務執行の状況について、定期的に、また必要に応じて監査し、その結果を常務会等に報告する。取締役は、監査結果を踏まえ、所要の改善を図る。
- ⑤ こうした取り組みを通じ、従業員一人ひとりが企業倫理を意識し自ら実践するとともに風通しの良い職場をつくる「しない風土」、社内規程の継続的な改善とその徹底を図る「させない仕組み」、業務上の課題や問題を自発的に言い出し、それを積極的に受け止める「言い出す仕組み」を充実・徹底させる。

(6) 当社及び子会社から成る企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 「東京電力グループ企業行動憲章」の下、グループとして目指すべき共通の方向性及び目標等を中期経営方針として示し、その達成に向け、

グループを挙げて取り組む。また、グループ会社において業務の適正を確保するための体制をグループ会社が自律的に整備・運用できるよう、適切な支援を行う。

- ② 職務執行上重要な事項については、社内規程等に従い、グループ会社から事前協議や報告を受ける体制を整備する。また、当社取締役とグループ会社取締役が定期的な会議の中で意見交換を行うこと等により、グループ会社の経営状況を把握するとともに、グループにおける経営課題の共有と解決に努める。
- ③ グループ会社が「企業倫理相談窓口」を利用できる環境を整えとともに、必要に応じて当社の内部監査組織が監査を行うこと等により、グループ会社の業務の適正を確保するよう努める。

(7) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役の求めに応じて、監査役の職務を補佐する専任の組織を設置し、必要な人員を配置する。
- ② 当該組織に属する従業員は、監査役の指揮命令に服するものとし、その人事に関する事項については、事前に監査役と協議する。
- ③ 取締役は、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役会に報告するとともに、監査役の求める事項について、必要な報告を行う。また、執行役員及び従業員から、監査役に対し必要かつ適切な報告が行われるよう体制を整備する。
- ④ 監査役が常務会その他の重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べることのできる体制を整備する。また、会計監査人及び内部監査組織が監査役と連携を図るための環境を整える等、監査役監査の実効性を確保するための体制を整備する。

連結貸借対照表 (平成23年3月31日現在)

資 産 の 部		負債及び純資産の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
固 定 資 産	11,875,627	固 定 負 債	11,301,709
電気事業固定資産	7,605,414	社 債	4,425,580
水力発電設備	679,850	長期借入金	3,423,785
汽力発電設備	944,365	退職給付引当金	432,778
原子力発電設備	734,183	使用済燃料再処理等引当金	1,192,856
送電設備	2,092,329	使用済燃料再処理等準備引当金	55,093
変電設備	828,786	災害損失引当金	831,773
配電設備	2,153,975	資産除去債務	791,880
業務設備	152,175	そ の 他	147,961
その他の電気事業固定資産	19,746	流 動 負 債	1,874,996
その他の固定資産	519,407	1年以内に期限到来の固定負債	774,837
固定資産仮勘定	749,977	短期借入金	406,232
建設仮勘定及び除却仮勘定	749,977	支払手形及び買掛金	248,849
核 燃 料	869,978	未 払 税 金	70,201
装 荷 核 燃 料	133,904	そ の 他	374,876
加工中等核燃料	736,074	引 当 金	11,168
投資その他の資産	2,130,850	渴水準備引当金	8,884
長期投資	491,642	原子力発電工事償却準備引当金	2,284
使用済燃料再処理等積立金	982,696	負 債 合 計	13,187,875
そ の 他	657,859	株 主 資 本	1,630,307
貸倒引当金(貸方)	△ 1,347	資 本 金	900,975
		資 本 剰 余 金	243,653
		利 益 剰 余 金	494,054
		自 己 株 式	△ 8,376
		その他の包括利益累計額	△ 72,193
		その他有価証券評価差額金	△ 20,064
		繰延ヘッジ損益	△ 11,127
		土地再評価差額金	△ 3,695
		為替換算調整勘定	△ 37,306
流 動 資 産	2,914,725	新 株 予 約 権	6
現金及び預金	2,248,290	少 数 株 主 持 分	44,358
受取手形及び売掛金	359,820	純 資 産 合 計	1,602,478
たな卸資産	161,253		
そ の 他	148,048		
貸倒引当金(貸方)	△ 2,688		
合 計	14,790,353	合 計	14,790,353

連結損益計算書 (平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
	百万円		百万円
営業費用	4,968,911	営業収益	5,368,536
電気事業営業費用	4,695,177	電気事業営業収益	5,064,625
その他事業営業費用	273,734	その他事業営業収益	303,910
営業利益	(399,624)		
営業外費用	158,231	営業外収益	76,303
支払利息	127,934	受取配当金	12,434
その他	30,297	受取利息	18,506
		持分法による投資利益	16,049
		その他	29,312
当期経常費用合計	5,127,143	当期経常収益合計	5,444,839
当期経常利益	317,696		
濁水準備金引当又は取崩し	3,860		
濁水準備金引当	3,860		
原子力発電工事償却準備金引当又は取崩し	2,284		
原子力発電工事償却準備金引当	2,284		
特別損失	1,077,685		
災害特別損失	1,020,496		
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	57,189		
税金等調整前当期純損失	766,134		
法人税等	478,445		
法人税等	18,482		
法人税等調整額	459,962		
少数株主損益調整前当期純損失	1,244,579		
少数株主利益	2,768		
当期純損失	1,247,348		

連結株主資本等変動計算書 (平成22年4月1日から平成23年3月31日まで) ■

(単位：百万円)

	株 主 資 本					株主資本合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式		
前連結会計年度末残高	676,434	19,123	1,831,487	△ 8,016		2,519,029
在外持分法適用会社の会計処理の変更に伴う増減			△ 9,087		△	9,087
当連結会計年度変動額						
新 株 の 発 行	224,541	224,541				449,083
剰 余 金 の 配 当			△ 81,002		△	81,002
当 期 純 損 失			△ 1,247,348		△	1,247,348
自己株式の取得				△ 208	△	208
自己株式の処分	△	12		62		50
持分法の適用範囲の変動				△ 214	△	214
土地再評価差額金取崩額			5			5
そ の 他				△ 0	△	0
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)						
当連結会計年度変動額合計	224,541	224,529	△ 1,328,344	△ 360	△	879,634
当連結会計年度末残高	900,975	243,653	494,054	△ 8,376		1,630,307

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					新 予 約 株 権 持 分	純 資 産 計
	そ の 他 有 価 証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差 額 金	為 替 換 算 為 替 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
前連結会計年度末残高	△ 15,696	△ 10,423	△ 3,689	△ 23,480	△ 53,290	3	2,516,478
在外持分法適用会社の会計処理の変更に伴う増減							△ 9,087
当連結会計年度変動額							
新 株 の 発 行							449,083
剰 余 金 の 配 当							△ 81,002
当 期 純 損 失							△ 1,247,348
自己株式の取得							△ 208
自己株式の処分							50
持分法の適用範囲の変動							△ 214
土地再評価差額金取崩額							5
そ の 他							△ 0
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	△ 4,368	△ 703	△ 5	△ 13,825	△ 18,902	3	△ 25,277
当連結会計年度変動額合計	△ 4,368	△ 703	△ 5	△ 13,825	△ 18,902	3	△ 904,912
当連結会計年度末残高	△ 20,064	△ 11,127	△ 3,695	△ 37,306	△ 72,193	6	1,602,478

【継続企業の前提に関する注記】

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、わが国の原子力損害賠償制度上、当社は原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年6月17日法律第147号。以下「原賠法」という）の要件を満たす場合、賠償責任を負うこととされている。従って、当社グループの財務体質が大幅に悪化し継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在している。

当社としては、原子力損害の原因者であることを真摯に受け止め、被害を受けられた皆さまへの補償を早期に実現するとの観点から、国の援助をいただきながら原賠法に基づく補償を実施することとし、誠意をもって補償するための準備を進めている。

当社は原子力事故の収束と安全性の確保、電力の安定供給を確保するための設備投資、高騰する化石燃料の手当等に相当な資金が必要となる一方で、社債の発行及び金融機関からの借入等の資金調達も極めて厳しい状況にあることを踏まえ、こうした補償を確実に実施するために、原子力経済被害担当大臣に対し原賠法第16条に基づく国の援助の枠組みの策定をお願いした。

それに対して、政府より「東京電力福島原子力発電所事故に係る原子力損害の賠償に関する政府の支援の枠組みについて（平成23年5月13日 原子力発電所事故経済被害対応チーム 関係閣僚会合決定）」が公表された。この枠組みでは、当社は被害を受けられた皆さまに対し、新設される支援組織（以下「機構」という）から必要な資金の援助を受け、責任をもって補償を行うこととされている。また、電力の安定供給の維持及び金融市場の安定等を考慮し、当社は機構に対し毎年の事業収益等を踏まえて設定される特別な負担金を支払うこととされている。当社は徹底した経営合理化による費用削減や資金確保に取り組み、この枠組みの中で賠償責任を果たしていく予定である。しかし、枠組みの詳細については今後の検討に委ねられていることや、立法化については今後国会での審議が必要となることを踏まえると、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。

なお、連結計算書類は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結計算書類に反映していない。

【連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記】

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 168社

主な連結子会社は、東電不動産株式会社、東京発電株式会社、東京都市サービス株式会社、株式会社テブコシステムズ、東電工業株式会社、東電環境エンジニアリング株式会社、株式会社東電ホームサービス、株式会社テブコユ、東京電設サービス株式会社、東電設計株式会社、株式会社アット東京、東電広告株式会社、株式会社ユーラスエナジーホールディングス、Tokyo Electric Power Company International B.V.、Cygnus LNG Shipping Limited、Tokyo Timor Sea Resources Inc.である。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用関連会社の数 70社

主な持分法適用関連会社は、相馬共同火力発電株式会社、鹿島共同火力株式会社、君津共同火力株式会社、常磐共同火力株式会社、株式会社関電工、東光電気株式会社、株式会社高岳製作所、日本原燃株式会社、日本原子力発電株式会社、関東天然瓦斯開発株式会社、Team Energy Corporation、ITM Investment Company Limited、Great Energy Alliance Corporation Pty Limitedである。株式会社東京エネシスについては、株式を取得したことにより、当連結会計年度より新たに持分法適用関連会社に含まれることとした。

持分法を適用していない関連会社（日本原子力防護システム株式会社、原燃輸送株式会社他）は、それぞれ連結純損益及び連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としてもその影響に重要性が乏しい。

3. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 長期投資（その他有価証券）

時価のある有価証券は、決算日の市場価格等による時価法（売却原価は移動平均法）により評価し、その評価差額は全部純資産直入法によっている。

時価のない有価証券は、移動平均法による原価法によっている。

ロ たな卸資産

主として、収益性の低下に基づく簿価切下げを行う総平均法による原価法によっている。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産は定率法によっている。

無形固定資産は定額法によっている。

なお、有形固定資産には特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産を計上しているが、当該廃止措置に係る費用の計上方法については、(4)原子力発電施設解体費の計上方法に記載している。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

数理計算上の差異は、主として発生した連結会計年度から3年間で定額法により計上している。

ロ 使用済燃料再処理等引当金

核燃料の燃焼に応じて発生する使用済燃料（具体的な再処理計画を有しない使用済燃料を除く）に対して、その再処理等に要する費用に充てるため、当該費用の現価相当額（割引率1.5%）を計上する方法によっている。

なお、平成16年度末までに発生した当該使用済燃料の再処理等に要する費用の見積額のうち、平成17年度の引当計上基準変更に伴い生じた差異は電気事業会計規則附則（平成17年経済産業省令第92号）第2条の規定により、平成17年度より15年間にわたり営業費用として計上することとしており、平成31年度まで每期均等額30,560百万円を計上する。また、電気事業会計規則取扱要領第81に基づき、前連結会計年度末の未認識数理計算上の差異のうち1,013百万円を当連結会計年度の営業費用として計上しており、当連結会計年度末の未認識数理計算上の差異（1,873百万円）については、翌連結会計年度から再処理の具体的な計画を有する使用済燃料が発生する期間にわたり営業費用として計上する。

ハ 使用済燃料再処理等準備引当金

具体的な再処理計画を有しない使用済燃料に対して、その再処理等に要する費用に充てるため、当該費用の現価相当額（割引率4.0%）を計上する方法によっている。なお、東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所1～4号機の装荷核燃料に係る処理費用を含んでいる。

ニ 災害損失引当金

① 新潟県中越沖地震による損失等に係るもの

新潟県中越沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用または損失に備えるため、当連結会計年度末における見積額を計上している。

- ② 東北地方太平洋沖地震による損失等に係るもの
東北地方太平洋沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用または損失に備えるため、当連結会計年度末における見積額を計上している。
なお、当社グループの原子力発電所、火力発電所及び流通設備等は甚大な被害を受け、その被害額の全容の把握が困難であることなどから、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。
- 平成23年5月20日開催の取締役会において、福島第一原子力発電所1～4号機の廃止について決定したため、当連結会計年度に廃止に関する費用または損失の合理的な見積額を計上している。
- 災害損失引当金に含まれる主な費用または損失の計上方法等については以下のとおりである。
- a 原子炉等の冷却や放射性物質の飛散防止等の安全性の確保等に要する費用または損失
福島第一原子力発電所の事故の収束に向け、原子炉及び使用済燃料プールの安定的冷却状態を確立し、放射性物質を抑制するための費用または損失を計上しており、その具体的な内容は、燃料域上部までの格納容器への注水、原子炉熱交換機能の回復、使用済燃料プールへの注水、放射性物質で汚染された水（滞留水）の保管・除染処理、原子炉等からの燃料取出し等に係る見積額である。
これらのうち、平成23年5月17日に公表した「福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋」における当面の取組みのロードマップに掲げた目標であるステップ1（放射線量が着実に減少傾向となっている）及びステップ2（放射性物質の放出が管理され、放射線量が大幅に抑えられている）に係る費用または損失については、具体的な目標期間と個々の対策の内容に基づく見積額を計上している。
一方、具体的なロードマップを示していない中長期的課題に係る費用または損失については、工事等の具体的な内容を現時点では想定できず、通常の見積りが困難であることから、海外原子力発電所事故における実績額に基づく概算額を計上している。
 - b 福島第一原子力発電所1～4号機の廃止に関する費用または損失のうち加工中等核燃料の処理費用
今後の使用が見込めない加工中等核燃料に係る処理費用について、使用済燃料再処理等準備引当金の計上基準に準じた見積額を計上している。
なお、装荷核燃料に係る処理費用は使用済燃料再処理等準備引当金に含めて表示している。
 - c 福島第一原子力発電所5・6号機及び福島第二原子力発電所の原子炉の安全な冷温停止状態を維持するため等に要する費用または損失
被災した福島第一原子力発電所5・6号機及び福島第二原子力発電所の今後の取扱いについては未定であるものの、原子炉の安全な冷温停止状態を維持するため等に要する費用または損失は、新潟県中越沖地震により被災した柏崎刈羽原子力発電所の復旧等に要する費用または損失と同程度と判断し、これに基づく見積額を計上している。
 - d 火力発電所の復旧等に要する費用または損失
被災した火力発電所の復旧等に要する費用または損失に備えるため、当連結会計年度末における見積額を計上している。資産の損壊状況の把握が困難であるものについては、再取得価額に基づく除却損相当額を見積り、その損失見込額を計上している。

(追加情報)

・当連結会計年度末における災害損失引当金残高の内訳		
① 新潟県中越沖地震による損失等に係るもの		56,495 百万円
② 東北地方太平洋沖地震による損失等に係るもの		775,278 百万円
うち a 原子炉等の冷却や放射性物質の飛散防止等の 安全性の確保等に要する費用または損失		425,000 百万円
b 福島第一原子力発電所 1～4 号機の廃止に 関する費用または損失のうち加工中等核燃料の 処理費用		4,472 百万円
c 福島第一原子力発電所 5・6 号機及び福島第 二原子力発電所の原子炉の安全な冷温停止状 態を維持するため等に要する費用または損失		211,825 百万円
d 火力発電所の復旧等に要する費用または損失		49,710 百万円
e その他		84,270 百万円
	合計	831,773 百万円

- ・福島第一原子力発電所 1～4 号機の安全性の確保等に要する費用または損失のうち中長期的課題に係る費用または損失の見積り

原子力発電所の廃止措置の実施にあたっては予め原子炉内の燃料を取出す必要があるが、その具体的な作業内容等の決定は安定的冷却状態が確立し原子炉内の状況を確認した後の判断となる。したがって、平成23年5月17日に公表した「福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋」において具体的なロードマップを示していない中長期的課題に係る費用または損失については、燃料取出しに係る費用も含め変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

(4)原子力発電施設解体費の計上方法

「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(昭和32年6月10日 法律第166号)に規定された特定原子力発電施設の廃止措置について、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)第8項を適用し、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」(経済産業省令)の規定に基づき、原子力発電施設解体費の総見積額を発電設備の見込運転期間にわたり、原子力の発電実績に応じて費用計上する方法によっている。また、総見積額の現価相当額を資産除去債務に計上している。

なお、被災した福島第一原子力発電所 1～4 号機については、平成23年5月20日開催の取締役会においてその廃止を決定したため、当連結会計年度において、原子力発電施設解体費の総見積額と原子力の発電実績に応じて計上した累計額との差額については、災害特別損失に計上している。

(追加情報)

- ・福島第一原子力発電所 1～4 号機の解体費用の見積り
被災状況の全容の把握が困難であることから今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

(5)消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

(6)のれんの償却の方法及び期間

のれんの償却は、主として5年間で均等償却している。

4. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更

(1) 「資産除去債務に関する会計基準」の適用

当連結会計年度から、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用している。また、これらの会計基準等の適用に伴い、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」(経済産業省令)が改正されている。

これにより、当連結会計年度の営業利益、経常利益はそれぞれ2,191百万円減少し、税金等調整前当期純損失は59,380百万円増加している。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の計上額は、759,907百万円(うち、原子力発電施設解体引当金からの引継額は510,010百万円)である。

(2) 「持分法に関する会計基準」及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用

当連結会計年度から、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 平成20年3月10日公表分)及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第24号 平成20年3月10日)を適用し、連結決算上必要な修正を行っている。これにより、期首における利益剰余金が9,087百万円減少している。また、経常利益は1,961百万円減少し、税金等調整前当期純損失は同額増加している。

(3) 「企業結合に関する会計基準」等の適用

当連結会計年度から、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)、『『研究開発費等に係る会計基準』の一部改正』(企業会計基準第23号 平成20年12月26日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成20年12月26日)、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 平成20年12月26日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)を適用している。

5. 表示方法の変更

(1) 連結貸借対照表関係

- イ 前連結会計年度において区分掲記していた投資その他の資産の「繰延税金資産」(当連結会計年度は24,143百万円)は、重要性が乏しくなったため、投資その他の資産の「その他」に含めて表示することとした。
- ロ 前連結会計年度において区分掲記していた流動資産の「繰延税金資産」(当連結会計年度は4,667百万円)は、重要性が乏しくなったため、流動資産の「その他」に含めて表示することとした。

(2) 連結損益計算書関係

「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令5号)の適用により、当連結会計年度から、「少数株主損益調整前当期純損失」の科目で表示している。

【連結貸借対照表に関する注記】

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 当社の総財産を社債及び株式会社日本政策投資銀行借入金的一般担保に供している。

社債（1年以内に償還すべき金額を含む）	5,043,922 百万円
うち内債	4,785,440 百万円
外債	188,482 百万円
金融商品に関する会計基準における経過措置を適用した債務履行引受契約により債務の履行を委任した社債	70,000 百万円
株式会社日本政策投資銀行借入金（1年以内に返済すべき金額を含む）	361,099 百万円

(2) 一部の連結子会社が金融機関等からの借入金等の担保に供している資産並びに担保付債務

担保に供している資産	
固定資産	
その他の固定資産	57,532 百万円
固定資産仮勘定	
建設仮勘定及び除却仮勘定	10,790 百万円
投資その他の資産	
長期投資	430 百万円
流動資産	
現金及び預金	12,604 百万円
受取手形及び売掛金	944 百万円
たな卸資産	4,445 百万円
合計	86,748 百万円

上記のうち、その他の固定資産 26,469 百万円は、工場財団抵当に供している。

上記資産を担保としている債務

固定負債	
長期借入金（1年以内に返済すべき金額を含む）	59,471 百万円
流動負債	
その他	33 百万円
合計	59,504 百万円

上記のうち、長期借入金（1年以内に返済すべき金額を含む）20,859 百万円は、工場財団抵当に係るものである。

(3) 一部の連結子会社の出資会社における金融機関からの借入金等に対して質権を設定している資産

固定資産	
投資その他の資産	
長期投資	55,012 百万円

なお、出資会社が債務不履行となっても、連結子会社の負担は当該出資等の金額に限定されている。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 21,539,477 百万円

3. 保証債務等

(1)保証債務

イ	以下の会社の金融機関からの借入金に対する保証債務	
	日本原燃株式会社	271,448 百万円
	相馬共同火力発電株式会社	1,049 百万円
	原燃輸送株式会社	134 百万円
	Tas Forest Holdings Pty Limited	200 百万円
	TeaM Energy Corporation	5,636 百万円
	P.T.Paiton Energy	968 百万円
	SKZ-U LLP	475 百万円
ロ	日本原燃株式会社が発行している社債に対する保証債務	9,597 百万円
ハ	ITM O&M Company Limited の Arabian Power Company Private Joint Stock Company との運転保守契約の履行に対する保証債務	498 百万円
ニ	Mekong Energy Company Ltd. の Electricity of Vietnam との売電契約の履行及び同社の金融機関からの借入金に対する保証債務	292 百万円
ホ	TeaM Sual Corporation の National Power Corporation との売電契約の履行に対する保証債務	1,247 百万円
ヘ	KEPCO Ilijan Corporation の National Power Corporation との売電契約の履行に対する保証債務	898 百万円
ト	ハウスプラス住宅保証株式会社の顧客の立替代金支払債務に対する保証債務	41 百万円
チ	P.T.Paiton Energy の P.T.PLN (Persero) との長期売電契約における損害賠償義務の履行に対する保証債務	157 百万円
リ	株式会社駒込 SPC の金融機関との履行保証保険契約の履行に対する保証債務	50 百万円
ヌ	TM Energy (Australia) Pty Ltd の TN Power Pty Ltd 及び Tarong Energy Corporation Limited との事業譲渡契約の履行に対する保証債務	14,872 百万円
ル	Tokyo Electric Power Company International Paiton I B.V. の金融機関との金利スワップ契約の履行に対する保証債務	1,217 百万円
ヲ	PT IPM Operations and Maintenance Indonesia の P.T.Paiton Energy との運転保守契約の履行に対する保証債務	556 百万円
ワ	P.T.Paiton Energy の三菱重工業株式会社、三井物産株式会社及び東亜建設工業株式会社とのプラント建設請負契約における損害賠償義務の履行に対する保証債務	2,445 百万円
カ	Tokyo Electric Power Company International B.V. の出資の履行に対する保証債務	16,272 百万円
ヨ	従業員の持ち家財形融資等による金融機関からの借入金に対する保証債務	246,858 百万円
	合計	574,921 百万円

(2)偶発債務

イ 社債の債務履行引受契約に係る偶発債務

次の社債については、下記金融機関との間に金融商品に関する会計基準における経過措置を適用した債務履行引受契約を締結し、債務の履行を委任した。しかし、社債権者に対する当社の社債償還義務は、社債償還完了時まで存続する。

銘柄	債務履行引受金融機関	期末残高(百万円)
東京電力第426回社債	株式会社三井住友銀行	70,000

ロ 原子力損害の賠償に係る偶発債務

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、わが国の原子力損害賠償制度上、当社は原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年6月17日 法律第147号）の要件を満たす場合、賠償責任を負うこととされている。また、その賠償額は原子力損害賠償紛争審査会が今後定める指針に基づいて算定されるなど、現時点では賠償額を合理的に見積ることができないことなどから、計上していない。

一方、政府より「東京電力福島原子力発電所事故に係る原子力損害の賠償に関する政府の支援の枠組みについて（平成23年5月13日 原子力発電所事故経済被害対応チーム 関係関係会合決定）」が公表された。この枠組みでは、当社は被害を受けられた皆さまに対し、新設される支援組織（以下「機構」という）から必要な資金の援助を受け、責任をもって補償を行うこととされている。また、電力の安定供給の維持及び金融市場の安定等を考慮し、当社は機構に対し毎年の事業収益等を踏まえて設定される特別な負担金を支払うこととされている。当社は徹底した経営合理化による費用削減や資金確保に取り組み、この枠組みの中で賠償責任を果たしていく予定である。

4. 会社法以外の法令の規定による引当金

(1) 渇水準備引当金

渇水による損失に備えるため、電気事業法第36条の規定により、「渇水準備引当金に関する省令」（経済産業省令）に基づき計上している。

(2) 原子力発電工事償却準備引当金

原子力発電所の運転開始直後に発生する減価償却費の負担を平準化するため、電気事業法第35条の規定により、「原子力発電工事償却準備引当金に関する省令」（経済産業省令）に基づき計上している。

【連結株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 1,607,017,531 株

2. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月25日 定時株主総会	普通株式	40,501	30	平成22年3月31日	平成22年6月28日
平成22年10月29日 取締役会	普通株式	40,500	30	平成22年9月30日	平成22年11月30日
合計		81,002			

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

資金調達については、電気事業等の運営上必要な設備資金等を、社債の発行、金融機関からの借入、コマース・ペーパーの発行等により、確実に資金調達するよう努めている。なお、東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故の発生に伴う格付の低下等により、資金調達力が低下している。

資金運用は短期的な預金等に限定している。

有価証券及び投資有価証券は主に株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っている。

使用済燃料再処理等積立金は、特定実用発電用原子炉の運転に伴って生じる使用済燃料の再処理等を適正に実施するために「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律」（平成17年法律第48号）に基づき拠出した金銭である。

受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されている。当該リスクに関しては、社内規程に従い、相手先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、支払期日を経過してなお支払されない場合については、督促等を行い回収に努めている。

有利子負債には、金利変動リスクに晒されている借入があり、一部は金利スワップ取引を行うことにより当該リスクを回避している。また、外貨建社債については、為替変動リスクに晒されており、社債の発行時に、通貨スワップ取引を行うことにより当該リスクを回避している。

デリバティブ取引は、社内規程に基づきリスクヘッジの目的に限定して利用しており、トレーディング・投機目的での取引はない。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額 (※1)	時価 (※1)	差額
(1) 有価証券及び投資有価証券 (※2) その他有価証券	250,613	250,613	—
(2) 使用済燃料再処理等積立金	982,696	982,696	—
(3) 現金及び預金	2,248,290	2,248,290	—
(4) 受取手形及び売掛金	359,820	359,820	—
(5) 社債 (※3)	(4,974,582)	(4,831,675)	142,907
(6) 長期借入金 (※3)	(3,643,295)	(3,595,683)	47,612
(7) 短期借入金	(406,232)	(406,232)	—
(8) 支払手形及び買掛金	(248,849)	(248,849)	—
(9) デリバティブ取引 (※4)	(1,067)	(1,067)	—

(※1) 負債に計上されているものについては、() で示している。

(※2) 連結貸借対照表上、「長期投資」及び流動資産の「その他」に計上されている。

(※3) 連結貸借対照表上、「1年以内に期限到来の固定負債」に計上されているものが含まれている。

(※4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務を純額で表示している。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

(1) 有価証券及び投資有価証券

株式は取引所の価格によっている。

(2) 使用済燃料再処理等積立金

特定実用発電用原子炉の運転に伴って生じる使用済燃料の再処理等を適正に実施するために「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律」（平成17年法律第48号）に基づき拠出した金銭である。

この取戻しにあたっては、経済産業大臣が承認した使用済燃料再処理等積立金の取戻しに関する計画に従う必要があり、帳簿価額は、当連結会計年度末現在における当該計画の将来取戻し予定額の現価相当額に基づいていることから、時価は当該帳簿価額によっている。

(3) 現金及び預金、並びに(4)受取手形及び売掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(5) 社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格によっている。ただし、為替予約等の振当処理の対象とされている社債（下記「(9)デリバティブ取引」参照）については、円貨建固定利付社債とみて、元利金を同様の社債を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定している。

(6) 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映していることから、時価は帳簿価額にほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっている。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定している。ただし、金利スワップの特例処理の対象とされている長期借入金（下記「(9)デリバティブ取引」参照）については、その金利スワップのレートを借入金利とみなして現在価値を算定している。

(7) 短期借入金、並びに(8)支払手形及び買掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(9) デリバティブ取引

取引先金融機関から提示された価格によっている。

為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている社債等と一体として処理されているため（上記「(5)社債」参照）、「連結貸借対照表計上額」、「時価」には含まれていない。

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため（上記「(6)長期借入金」参照）、「連結貸借対照表計上額」、「時価」には含まれていない。

(注2) 非上場株式等（連結貸借対照表計上額 99,239 百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(1)有価証券及び投資有価証券 其他有価証券」には含まれていない。

【1株当たり情報に関する注記】

- | | |
|---------------|------------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 972 円 28 銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | 846 円 64 銭 |

【その他の注記】

1. 連結計算書類は、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）に準拠し、「電気事業会計規則」（昭和40年通商産業省令第57号）に準じて作成している。

2. 災害特別損失

東北地方太平洋沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用または損失を計上している。

当社グループの原子力発電所、火力発電所及び流通設備等が甚大な被害を受け、その被害額の全容の把握が困難であることなどから、現時点の合理的見積りが可能な範囲における概算額を計上しており、その内容は、原子炉等の冷却や放射性物質の飛散防止等の安全性の確保等に要する費用または損失、福島第一原子力発電所1～4号機の廃止に関する費用または損失等である。

なお、平成23年5月20日開催の取締役会において、福島第一原子力発電所1～4号機の廃止及び同発電所7・8号機の増設計画の中止について決定したため、当連結会計年度に廃止及び中止に関する費用または損失を計上している。

(1) 災害特別損失に含まれる費用または損失の計上方法等

イ 原子炉等の冷却や放射性物質の飛散防止等の安全性の確保等に要する費用または損失
福島第一原子力発電所の事故の収束に向け、原子炉及び使用済燃料プールの安定的冷却状態を確立し、放射性物質を抑制するための費用または損失を計上しており、その具体的な内容は、燃料域上部までの格納容器への注水、原子炉熱交換機能の回復、使用済燃料プールへの注水、放射性物質で汚染された水（滞留水）の保管・除染処理、原子炉等からの燃料取出し等に係る見積額である。

これらのうち、平成23年5月17日に公表した「福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋」における当面の取組みのロードマップに掲げた目標であるステップ1（放射線量が着実に減少傾向となっている）及びステップ2（放射性物質の放出が管理され、放射線量が大幅に抑えられている）に係る費用または損失については、具体的な目標期間と個々の対策の内容に基づく見積額を計上している。

一方、具体的なロードマップを示していない中長期的課題に係る費用または損失については、工事等の具体的な内容を現時点では想定できず、通常の見積りが困難であることから、海外原子力発電所事故における実績額に基づく概算額を計上している。

ロ 福島第一原子力発電所1～4号機の廃止に関する費用または損失

① 被災した原子力発電設備について、被災状況から今後の復旧が見込めない設備であると合理的に判断できるものの、その資産の特定が困難であるものについては、固定資産の減損処理に基づく損失額を計上している。

② 原子力発電施設の解体費用について、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（経済産業省令）に基づく総見積額と発電実績に応じて計上した累計額との差額を計上している。

③ 装荷核燃料及び加工中等核燃料のうち、今後の使用が見込めない核燃料に係る損失について、評価損を計上するとともに、当該核燃料の処理費用について、使用済燃料再処理等準備費に準じて計上している。

ハ 福島第一原子力発電所5・6号機及び福島第二原子力発電所の原子炉の安全な冷温停止状態を維持するため等に要する費用または損失

被災した福島第一原子力発電所5・6号機及び福島第二原子力発電所の今後の取扱いについては未定であるものの、原子炉の安全な冷温停止状態を維持するため等に要する費用または損失は、新潟県中越沖地震により被災した柏崎刈羽原子力発電所の復旧等に要する費用または損失と同程度と判断し、これに基づく見積額を計上している。

ニ 福島第一原子力発電所7・8号機の増設計画の中止に伴う損失

福島第一原子力発電所7・8号機の増設計画の中止について、平成23年5月20日開催の取締役会において決定したため、当連結会計年度に当該増設計画に係る建設仮決定の額を減損損失として災害特別損失に含めて計上している。

ホ 火力発電所の復旧等に要する費用または損失
被災した火力発電所の復旧等に要する費用または損失を計上しており、資産の損壊状況の把握が困難であるものについては、再取得価額に基づく除却損相当額を見積り、その損失額を計上している。

なお、当該損失計上額は、一部を除き発生見込額である。

(2) 災害特別損失の主な内訳

イ	原子炉等の冷却や放射性物質の飛散防止等の安全性の確保等に要する費用または損失	426,298 百万円
ロ	福島第一原子力発電所 1～4号機の廃止に関する費用または損失	207,017 百万円
	うち① 原子力発電設備に関する減損損失	101,692 百万円
	② 原子力発電施設の解体費用	45,842 百万円
	③ 核燃料の損失	44,855 百万円
	核燃料の処理費用	14,627 百万円
ハ	福島第一原子力発電所 5・6号機及び福島第二原子力発電所の原子炉の安全な冷温停止状態を維持するため等に要する費用または損失	211,825 百万円
ニ	福島第一原子力発電所 7・8号機の増設計画の中止に伴う損失	39,360 百万円
ホ	火力発電所の復旧等に要する費用または損失	49,724 百万円
ヘ	その他	86,270 百万円
	合計	1,020,496 百万円

(3) 災害特別損失に含まれる減損損失

イ 資産のグルーピングの方法

- ① 電気事業に使用している固定資産は、発電から販売まですべての資産が一体となってキャッシュ・フローを生成していることから、廃止を決定し代替的な投資も予定されていない資産のうち重要なものを除き全体を1つの資産グループとしている。
- ② 電気事業以外の事業に使用している固定資産は、原則として事業毎、地点毎に1つの資産グループとしている。
- ③ それ以外の固定資産については、原則として個別の資産毎としている。

ロ 減損損失を認識した資産または資産グループ

資産	場所	種類	減損損失(百万円)
福島第一原子力発電所 1～4号機	福島県双葉郡大熊町	建物 構築物 機械装置 建設仮勘定等	101,692
福島第一原子力発電所 7・8号増設工事	福島県双葉郡大熊町 及び双葉町	建設仮勘定	39,360

固定資産の種類ごとの内訳

建物	2,335 百万円
構築物	2,103 百万円
機械装置	90,169 百万円
建設仮勘定	45,241 百万円
その他	1,204 百万円

ハ 減損損失の認識に至った経緯

福島第一原子力発電所1～4号機の廃止及び同発電所7・8号機の増設計画の中止の決定に伴い、投資の回収が困難であるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として災害特別損失に含めて計上している。

ニ 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は正味売却価額を使用しており、正味売却価額については、他への転用や売却が困難であるため零円としている。

<参考>

東京電力福島原子力発電所事故に係る原子力損害の賠償に関する
政府の支援の枠組みについて

〔平成23年5月13日〕
原子力発電所事故経済被害対応チーム
関係閣僚会合決定

東京電力福島原子力発電所事故（以下「事故」）については、4月17日に東京電力株式会社（以下「東京電力」）が「事故の収束に向けた道筋」を公表している。政府は、東京電力に対し、この道筋の着実かつ極力早期の実施を求めているところであり、また、定期的にフォローアップを行い、作業の進捗確認と必要な安全性確認を行うこととしている。政府としては、一日も早く炉心を冷却し安定した状態を実現すべく、国内外のあらゆる知見、技術等得られるすべての力を結集し、万全の対策を講ずる。

事故によって住民や事業者の方々に大きな損害が発生していることに対し、今般、東京電力が、原子力損害の賠償に関する法律（以下「原賠法」）に基づく公平かつ迅速な賠償を行う旨の表明があった。また、東日本大震災による東京電力福島原子力発電所の事故等により資金面での困難を理由として、政府による支援の要請があった。

この要請に関し、第一に、賠償総額に事前の上限を設けることなく、迅速かつ適切な賠償を確実に実施すること、第二に、東京電力福島原子力発電所の状態の安定化に全力を尽くすとともに、従事する者の安全・生活環境を改善し、経済面にも十分配慮すること、第三に、電力の安定供給、設備等の安全性を確保するために必要な経費を確保すること、第四に、上記を除き、最大限の経営合理化と経費削減を行うこと、第五に、厳正な資産評価、徹底した経費の見直し等を行うため、政府が設ける第三者委員会の経営財務の実態の調査に応じること、第六に、全てのステークホルダーに協力を求め、とりわけ、金融機関から得られる協力の状況について政府に報告を行うこと、について東京電力に確認を求めたところ、これらを実施することが確認された。

政府として、第一に、迅速かつ適切な損害賠償のための万全の措置、第二に、東京電力福島原子力発電所の状態の安定化及び事故処理に関係する事業者等への悪影響の回避、そして第三に、国民生活に不可欠な電力の安定供給、という三つを確保しなければならない。

このため、政府は、これまで政府と原子力事業者が共同して原子力政策を推進してきた社会的責務を認識しつつ、原賠法の枠組みの下で、国民負担の極小化を図ることを基本として東京電力に対する支援を行うものとする。

政府は、今回の事態を踏まえ、将来にわたって原子力損害賠償の支払等に対応できる枠組みを設けることとし、東京電力以外の原子力事業者にも参加を求めることとする。

また、電力事業形態のあり方等を含むエネルギー政策の見直しの検討を進め、所要の改革を行うこととする。今回の支援の枠組みが、この検討・改革に支障を生じさせないようにするとともに、一定期間後に、被害者救済に遺漏がないか、電力の安定供給が図られているか、金融市場の安定が図られているか、等について検討を行い、必要な場合には追加的な措置を講ずるものとする。

(具体的な支援の枠組み)

政府の東京電力に対する支援の枠組みとして、次のように原子力事業者を対象とする一般的な支援の枠組みを策定し（別添函参照）、速やかに所要の法案を国会に提出することを目指す。

1. 原子力損害が発生した場合の損害賠償の支払等に対応する支援組織（機構）を設ける。
2. 機構への参加を義務づけられる者は原子力事業者である電力会社を基本とする。参加者は機構に対し負担金を支払う義務を負うこととし、十分な資金を確保する。負担金は、事業コストから支払を行う。
3. 機構は、原子力損害賠償のために資金が必要な原子力事業者に対し援助（資金の交付、資本充実等）を行う。援助には上限を設けず、必要があれば何度でも援助し、損害賠償、設備投資等のために必要とする金額のすべてを援助できるようにし、原子力事業者を債務超過にさせない。
4. 政府または機構は、原子力損害の被害者からの相談に応じる。また、機構は、原子力事業者からの資産の買取りを行う等、円滑な賠償のために適切な役割を果たす。
5. 政府は、機構に対し交付国債の交付、政府保証の付与等必要な援助を行う。
6. 政府は、援助を行うに先立って原子力事業者からの申請を受け、必要な援助の内容、経営合理化等を判断し、一定期間、原子力事業者の経営合理化等について監督（認可等）をする。
7. 原子力事業者は、機構から援助を受けた場合、毎年の事業収益等を踏まえて設定される特別な負担金の支払を行う。
8. 機構は、原子力事業者からの負担金等をもって必要な国庫納付を行う。
9. 原子力事業者が負担金の支払により電力の安定供給に支障が生じるなど例外的な場合には、政府が補助を行うことができる条項を設ける。

貸借対照表 (平成23年3月31日現在)

資 産 の 部		負債及び純資産の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
固 定 資 産	11,530,300	固 定 負 債	11,088,715
電 気 事 業 固 定 資 産	7,673,295	社 債	4,425,150
水 力 発 電 設 備	682,087	長 期 借 入 金	3,280,151
汽 力 発 電 設 備	946,104	長 期 未 払 債 務	20,922
原 子 力 発 電 設 備	737,601	リ ー ス 債 務	1,058
新 エ ネ ル ギ ー 等 発 電 設 備	9,649	関 係 会 社 長 期 債 務	38,813
送 電 設 備	2,102,345	退 職 給 付 引 当 金	391,316
変 電 設 備	834,453	使 用 済 燃 料 再 処 理 等 引 当 金	1,192,856
配 電 設 備	2,198,490	使 用 済 燃 料 再 処 理 等 準 備 引 当 金	55,093
業 務 付 設 備	152,454	災 害 損 失 引 当 金	829,382
附 帯 事 業 固 定 資 産	9,069	資 産 除 去 債 務	785,007
事 業 外 固 定 資 産	60,862	雑 固 定 負 債	68,962
固 定 資 産 仮 勘 定	5,536	流 動 負 債	1,891,252
建 設 仮 勘 定	700,280	1年以内に期限到来の固定負債	752,082
除 却 仮 勘 定	693,775	短 期 借 入 金	404,000
核 心 燃 料	6,505	買 掛 金	233,920
装 荷 核 燃 料	870,450	未 払 金	93,384
加 工 中 等 核 燃 料	134,186	未 払 費 用	129,519
投 資 そ の 他 の 資 産	736,264	未 払 税 金	59,305
長 期 投 資	134,186	預 り 金	4,416
関 係 会 社 長 期 投 資	736,264	関 係 会 社 短 期 債 務	191,948
使 用 済 燃 料 再 処 理 等 積 立 金	2,219,874	諸 前 受 金	15,115
長 期 前 払 費 用	450,831	雑 流 動 負 債	7,559
貸 倒 引 当 金 (貸方)	695,753	引 当 金	11,168
	982,696	渴 水 準 備 引 当 金	8,884
	91,121	原 子 力 発 電 工 事 債 却 準 備 引 当 金	2,284
	△ 528	負 債 合 計	12,991,136
		株 主 資 本	1,286,240
		資 本 本 金	900,975
		資 本 剰 余 金	243,653
		資 本 準 備 金	243,555
		そ の 他 資 本 剰 余 金	97
		利 益 剰 余 金	149,185
		利 益 準 備 金	169,108
		そ の 他 利 益 剰 余 金	△ 19,923
		海 外 投 資 等 損 失 準 備 金	440
		特 定 災 害 防 止 準 備 金	65
		別 途 積 立 金	1,076,000
		繰 越 利 益 剰 余 金	△ 1,096,428
		自 己 株 式	△ 7,573
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	△ 21,418
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 21,418
		純 資 産 合 計	1,264,822
合 計	14,255,958	合 計	14,255,958

損益計算書 (平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
	百万円		百万円
営業費用	4,789,659	営業収益	5,146,318
電気事業営業費用	4,710,469	電気事業営業収益	5,064,625
水力発電費	89,768	電灯料	2,167,837
汽力発電費	1,712,202	電力料	2,628,719
原子力発電費	518,629	地帯間販売電力料	141,368
内燃力発電費	7,546	他社販売電力料	21,112
新エネルギー等発電費	604	託送取	44,428
地帯間購入電力料	201,238	事業者間精算取	698
他社購入電力料	502,345	電気事業雑取	57,424
送電費	350,882	貸付設備取	3,035
変電費	161,927		
配電費	480,272		
販売費	189,280		
貸付設備費	3,215		
一般管理費	321,348		
電源開発促進税	114,834		
電気事業	56,497		
電力費振替勘定(貸方)	△ 122		
附帯事業営業費用	79,189	附帯事業営業収益	81,692
エネルギー設備サービス事業営業費用	2,818	エネルギー設備サービス事業営業収益	2,395
不動産賃貸事業営業費用	4,862	不動産賃貸事業営業収益	7,825
ガス供給事業営業費用	67,334	ガス供給事業営業収益	66,758
その他附帯事業営業費用	4,173	その他附帯事業営業収益	4,713
営業利益	(356,658)		
営業外費用	142,808	営業外収益	57,215
財務費用	127,449	財務取	42,592
支払利息	124,467	受取配当金	25,307
株式交付費	2,190	受取利息	17,285
社債発行費	791		
事業外費用	15,358	事業外収益	14,622
固定資産売却損失	463	固定資産売却益	777
雑損	14,895	為替差益	2,220
		雑取	11,624
当期経常費用合計	4,932,467	当期経常収益合計	5,203,534
当期経常利益	271,066		
喝水準備金引当又は取崩し	3,860		
喝水準備金引当	3,860		
原子力発電工事償却準備金引当又は取崩し	2,284		
原子力発電工事償却準備金引当	2,284		
特別損失	1,074,205		
災害特別損失	1,017,538		
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	56,667		
税引前当期純損失	809,284		
法人税等	449,268		
法人税等	0		
法人税等調整額	449,267		
当期純損失	1,258,552		

株主資本等変動計算書 (平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		
		資本準備金	そ の 他 資 本 剰 余 金	利益準備金	その他利益剰余金	
				海外投資等 損失準備金	特 定 災 害 防 止 準 備 金	
前事業年度末残高	676,434	19,014	109	169,108	489	53
当事業年度変動額						
新株の発行	224,541	224,541				
海外投資等損失 準備金の取崩し				△	49	
特定災害防止準備金の積立						11
剰余金の配当						
当期純損失						
自己株式の取得						
自己株式の処分			△	12		
株主資本以外の項目の当該 事業年度変動額(純額)						
当事業年度変動額合計	224,541	224,541	△	12	△	49
当事業年度末残高	900,975	243,555	97	169,108	440	65

	株 主 資 本					評価・換算差額等	純資産合計				
	利益剰余金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金						
	その他利益剰余金										
	別途積立金	繰 越 利 益 剰 余 金									
前事業年度末残高	1,076,000	243,087	△	7,427	2,176,870		△	16,220	2,160,650		
当事業年度変動額											
新株の発行					449,083			449,083			
海外投資等損失 準備金の取崩し		49			—			—			
特定災害防止準備金の積立		△	11		—			—			
剰余金の配当		△	81,002		△	81,002		△	81,002		
当期純損失		△	1,258,552		△	1,258,552		△	1,258,552		
自己株式の取得			△	208	△	208		△	208		
自己株式の処分				62	50			50			
株主資本以外の項目の当該 事業年度変動額(純額)						△	5,198	△	5,198		
当事業年度変動額合計	—	△	1,339,516	△	145	△	890,629	△	5,198	△	895,828
当事業年度末残高	1,076,000	△	1,096,428	△	7,573	1,286,240	△	21,418	1,264,822		

個別注記表 (平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)

【継続企業の前提に関する注記】

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、わが国の原子力損害賠償制度上、当社は原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年6月17日 法律第147号。以下「原賠法」という）の要件を満たす場合、賠償責任を負うこととされている。従って、当社の財務体質が大幅に悪化し継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在している。

当社としては、原子力損害の原因者であることを真摯に受け止め、被害を受けられた皆さまへの補償を早期に実現するとの観点から、国の援助をいただきながら原賠法に基づく補償を実施することとし、誠意をもって補償するための準備を進めている。

当社は原子力事故の収束と安全性の確保、電力の安定供給を確保するための設備投資、高騰する化石燃料の手当等に相当な資金が必要となる一方で、社債の発行及び金融機関からの借入等の資金調達も極めて厳しい状況にあることを踏まえ、こうした補償を確実に実施するために、原子力経済被害担当大臣に対し原賠法第16条に基づく国の援助の枠組みの策定をお願いした。

それに対して、政府より「東京電力福島原子力発電所事故に係る原子力損害の賠償に関する政府の支援の枠組みについて（平成23年5月13日 原子力発電所事故経済被害対応チーム 関係閣僚会合決定）」が公表された。この枠組みでは、当社は被害を受けられた皆さまに対し、新設される支援組織（以下「機構」という）から必要な資金の援助を受け、責任をもって補償を行うこととされている。また、電力の安定供給の維持及び金融市場の安定等を考慮し、当社は機構に対し毎年の事業収益等を踏まえて設定される特別な負担金を支払うこととされている。当社は徹底した経営合理化による費用削減や資金確保に取り組み、この枠組みの中で賠償責任を果たしていく予定である。しかし、枠組みの詳細については今後の検討に委ねられていることや、立法化については今後国会での審議が必要となることを踏まえると、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。

なお、計算書類は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を計算書類に反映していない。

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 長期投資のうちその他有価証券

時価のある有価証券は、決算日の市場価格等による時価法（売却原価は移動平均法）により評価し、その評価差額は全部純資産直入法によっている。

時価のない有価証券は、移動平均法による原価法によっている。

(2) 関係会社長期投資のうち有価証券

移動平均法による原価法によっている。

(3) たな卸資産

主として、収益性の低下に基づく簿価切下げを行う総平均法による原価法によっている。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産は定率法によっている。

無形固定資産は定額法によっている。

なお、有形固定資産には特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産を計上しているが、当該廃止措置に係る費用の計上方法については、4. 原子力発電施設解体費の計上方法に記載している。

3. 引当金の計上基準

(1) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

数理計算上の差異は、発生した事業年度から3年間で定額法により計上している。

(2)使用済燃料再処理等引当金

核燃料の燃焼に応じて発生する使用済燃料（具体的な再処理計画を有しない使用済燃料を除く）に対して、その再処理等に要する費用に充てるため、当該費用の現価相当額（割引率1.5%）を計上する方法によっている。

なお、平成16年度末までに発生した当該使用済燃料の再処理等に要する費用の見積額のうち、平成17年度の引当計上基準変更に伴い生じた差異は電気事業会計規則附則（平成17年経済産業省令第92号）第2条の規定により、平成17年度より15年間にわたり営業費用として計上することとしており、平成31年度まで毎期均等額30,560百万円を計上する。また、電気事業会計規則取扱要領第81に基づき、前事業年度末の未認識数理計算上の差異のうち1,013百万円を当事業年度の営業費用として計上しており、当事業年度末の未認識数理計算上の差異（1,873百万円）については、翌事業年度から再処理の具体的な計画を有する使用済燃料が発生する期間にわたり営業費用として計上する。

(3)使用済燃料再処理等準備引当金

具体的な再処理計画を有しない使用済燃料に対して、その再処理等に要する費用に充てるため、当該費用の現価相当額（割引率4.0%）を計上する方法によっている。

なお、東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所1～4号機の装荷核燃料に係る処理費用を含んでいる。

(4)災害損失引当金

イ 新潟県中越沖地震による損失等に係るもの

新潟県中越沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用または損失に備えるため、当事業年度末における見積額を計上している。

ロ 東北地方太平洋沖地震による損失等に係るもの

東北地方太平洋沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用または損失に備えるため、当事業年度末における見積額を計上している。

なお、当社の原子力発電所、火力発電所及び流通設備等は甚大な被害を受け、その被害額の全容の把握が困難であることなどから、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

平成23年5月20日開催の取締役会において、福島第一原子力発電所1～4号機の廃止について決定したため、当事業年度に廃止に関する費用または損失の合理的な見積額を計上している。

災害損失引当金に含まれる主な費用または損失の計上方法等については以下のとおりである。

① 原子炉等の冷却や放射性物質の飛散防止等の安全性の確保等に要する費用または損失

福島第一原子力発電所の事故の収束に向け、原子炉及び使用済燃料プールの安定的冷却状態を確立し、放射性物質を抑制するための費用または損失を計上しており、その具体的な内容は、燃料域上部までの格納容器への注水、原子炉熱交換機能の回復、使用済燃料プールへの注水、放射性物質で汚染された水（滞留水）の保管・除染処理、原子炉等からの燃料取出し等に係る見積額である。

これらのうち、平成23年5月17日に公表した「福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋」における当面の取組みのロードマップに掲げた目標であるステップ1（放射線量が着実に減少傾向となっている）及びステップ2（放射性物質の放出が管理され、放射線量が大幅に抑えられている）に係る費用または損失については、具体的な目標期間と個々の対策の内容に基づく見積額を計上している。

一方、具体的なロードマップを示していない中長期的課題に係る費用または損失については、工事等の具体的な内容を現時点では想定できず、通常の見積りが困難であることから、海外原子力発電所事故における実績額に基づく概算額を計上している。

- ② 福島第一原子力発電所1～4号機の廃止に関する費用または損失のうち加工中等核燃料の処理費用
 今後の使用が見込めない加工中等核燃料に係る処理費用について、使用済燃料再処理等準備引当金の計上基準に準じた見積額を計上している。
 なお、装荷核燃料に係る処理費用は使用済燃料再処理等準備引当金に含めて表示している。
- ③ 福島第一原子力発電所5・6号機及び福島第二原子力発電所の原子炉の安全な冷温停止状態を維持するため等に要する費用または損失
 被災した福島第一原子力発電所5・6号機及び福島第二原子力発電所の今後の取扱いについては未定であるものの、原子炉の安全な冷温停止状態を維持するため等に要する費用または損失は、新潟県中越沖地震により被災した柏崎刈羽原子力発電所の復旧等に要する費用または損失と同程度と判断し、これに基づく見積額を計上している。
- ④ 火力発電所の復旧等に要する費用または損失
 被災した火力発電所の復旧等に要する費用または損失に備えるため、当事業年度末における見積額を計上している。資産の損壊状況の把握が困難であるものについては、再取得価額に基づく除却損相当額を見積り、その損失見込額を計上している。

(追加情報)

・当事業年度末における災害損失引当金残高の内訳

イ	新潟県中越沖地震による損失等に係るもの	56,495 百万円
ロ	東北地方太平洋沖地震による損失等に係るもの	772,887 百万円
	うち① 原子炉等の冷却や放射性物質の飛散防止等の安全性の確保等に要する費用または損失	425,000 百万円
	② 福島第一原子力発電所1～4号機の廃止に関する費用または損失のうち加工中等核燃料の処理費用	4,472 百万円
	③ 福島第一原子力発電所5・6号機及び福島第二原子力発電所の原子炉の安全な冷温停止状態を維持するため等に要する費用または損失	211,825 百万円
	④ 火力発電所の復旧等に要する費用または損失	49,710 百万円
	⑤ その他	81,879 百万円
	合計	829,382 百万円

・福島第一原子力発電所1～4号機の安全性の確保等に要する費用または損失のうち中長期的課題に係る費用または損失の見積り

原子力発電所の廃止措置の実施にあたっては予め原子炉内の燃料を取出す必要があるが、その具体的な作業内容等の決定は安定的冷却状態が確立し原子炉内の状況を確認した後の判断となる。したがって、平成23年5月17日に公表した「福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋」において具体的なロードマップを示していない中長期的課題に係る費用または損失については、燃料取出しに係る費用も含め変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

4. 原子力発電施設解体費の計上方法

「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(昭和32年6月10日 法律第166号)に規定された特定原子力発電施設の廃止措置について、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)第8項を適用し、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」(経済産業省令)の規定に基づき、原子力発電施設解体費の総見積額を発電設備の見込運転期間にわたり、原子力の発電実績に応じて費用計上する方法によっている。また、総見積額の現価相当額を資産除去債務に計上している。

なお、被災した福島第一原子力発電所1～4号機については、平成23年5月20日開催の取締役会においてその廃止を決定したため、当事業年度において、原子力発電施設解体費の総見積額と原子力の発電実績に応じて計上した累計額との差額については、災害特別損失に計上している。

(追加情報)

- ・福島第一原子力発電所1～4号機の解体費用の見積り
被災状況の全容の把握が困難であることから今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

5. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

6. 重要な会計方針に係る事項の変更

当事業年度から、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用している。また、これらの会計基準等の適用に伴い、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」(経済産業省令)が改正されている。

これにより、当事業年度の営業利益、経常利益はそれぞれ2,088百万円減少し、税引前当期純損失は58,756百万円増加している。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の計上額は、754,266百万円(うち、原子力発電施設解体引当金からの引継額は510,010百万円)である。

7. 表示方法の変更

当事業年度における「為替差損益」(為替差益)は、金額的重要性が高いため、区分掲記している。なお、前事業年度に「雑収益」に含めて表示していた「為替差益」は248百万円である。

【貸借対照表に関する注記】

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務	
総財産を社債及び株式会社日本政策投資銀行借入金の一般担保に供している。	
社債（1年以内に償還すべき金額を含む）	5,044,082 百万円
うち内債	4,785,600 百万円
外債	188,482 百万円
金融商品に関する会計基準における経過措置を適用した債務履行引受契約により債務の履行を委任した社債	70,000 百万円
株式会社日本政策投資銀行借入金（1年以内に返済すべき金額を含む）	361,099 百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額	21,146,617 百万円
3. 保証債務等	
(1)保証債務	
イ 以下の会社の金融機関からの借入金に対する保証債務	
日本原燃株式会社	271,448 百万円
日立熱エネルギー株式会社	18 百万円
当社以外にも連帯保証人がいる保証債務であり、保証人間の契約に基づく当社負担額は 13 百万円である。	
相馬共同火力発電株式会社	1,049 百万円
原燃輸送株式会社	134 百万円
東電不動産株式会社	109 百万円
森ヶ崎エナジーサービス株式会社	132 百万円
Tokyo Timor Sea Resources Inc.	3,442 百万円
TEPCO Darwin LNG Pty Ltd	4,273 百万円
伊勢原エネルギーサービス株式会社	351 百万円
Tokyo Electric Power Company International	5,342 百万円
Paiton I B.V.	
リサイクル燃料貯蔵株式会社	8,240 百万円
TeaM Energy Corporation	5,636 百万円
P.T.Paiton Energy	968 百万円
SKZ-U LLP	475 百万円
ロ 日本原燃株式会社が発行している社債に対する保証債務	9,597 百万円
ハ ITM O&M Company Limited の Arabian Power Company Private Joint Stock Company との運転保守契約の履行に対する保証債務	498 百万円
ニ TeaM Sual Corporation の National Power Corporation との売電契約の履行に対する保証債務	1,247 百万円
ホ KEPCO Ilijan Corporation の National Power Corporation との売電契約の履行に対する保証債務	898 百万円
ヘ P.T.Paiton Energy の P.T.PLN (Persero) との長期売電契約における損害賠償義務の履行に対する保証債務	157 百万円
ト 株式会社駒込 SPC の金融機関との履行保証保険契約の履行に対する保証債務	50 百万円

チ	TM Energy (Australia) Pty Ltd の TN Power Pty Ltd 及び Tarong Energy Corporation Limited との事業譲渡契約の履行に対する保証債務	14,872 百万円
リ	Tokyo Electric Power Company International Paiton I B.V. の金融機関との金利スワップ契約の履行に対する保証債務	1,217 百万円
ヌ	PT IPM Operations and Maintenance Indonesia の P.T.Paiton Energy との運転保守契約の履行に対する保証債務	556 百万円
ル	P.T.Paiton Energy の三菱重工業株式会社、三井物産株式会社及び東亜建設工業株式会社とのプラント建設請負契約における損害賠償義務の履行に対する保証債務	2,445 百万円
ヲ	Tokyo Electric Power Company International B.V. の出資の履行に対する保証債務	16,272 百万円
ワ	従業員の持ち家財形融資等による金融機関からの借入金に対する保証債務	242,236 百万円
合計		591,673 百万円

うち、18 百万円は当社以外にも連帯保証人がいる保証債務であり、保証人間の契約に基づく当社負担額は 13 百万円である。

(2) 偶発債務

イ 社債の債務履行引受契約に係る偶発債務

次の社債については、下記金融機関との間に金融商品に関する会計基準における経過措置を適用した債務履行引受契約を締結し、債務の履行を委任した。しかし、社債権者に対する当社の社債償還義務は、社債償還完了時まで存続する。

銘柄	債務履行引受金融機関	期末残高(百万円)
東京電力第426回社債	株式会社三井住友銀行	70,000

ロ 原子力損害の賠償に係る偶発債務

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害については、わが国の原子力損害賠償制度上、当社は原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年6月17日 法律第147号）の要件を満たす場合、賠償責任を負うこととされている。また、その賠償額は原子力損害賠償紛争審査会が今後定める指針に基づいて算定されるなど、現時点では賠償額を合理的に見積ることができないことなどから、計上していない。

一方、政府より「東京電力福島原子力発電所事故に係る原子力損害の賠償に関する政府の支援の枠組みについて（平成23年5月13日 原子力発電所事故経済被害対応チーム 関係関係会合決定）」が公表された。この枠組みでは、当社は被害を受けられた皆さまに対し、新設される支援組織（以下「機構」という）から必要な資金の援助を受け、責任をもって補償を行うこととされている。また、電力の安定供給の維持及び金融市場の安定等を考慮し、当社は機構に対し毎年の事業収益等を踏まえて設定される特別な負担金を支払うこととされている。当社は徹底した経営合理化による費用削減や資金確保に取り組み、この枠組みの中で賠償責任を果たしていく予定である。

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

長期金銭債権	105,977百万円	短期金銭債権	9,433百万円
長期金銭債務	38,812百万円	短期金銭債務	205,062百万円

5. 損益計算書に記載されている附帯事業に係る固定資産の金額		
エネルギー設備サービス事業	専用固定資産	5,072 百万円
	他事業との共用固定資産の配賦額	11 百万円
	合計額	5,084 百万円
不動産賃貸事業	専用固定資産	50,692 百万円
	他事業との共用固定資産の配賦額	2,585 百万円
	合計額	53,278 百万円
ガス供給事業	専用固定資産	4,173 百万円
	他事業との共用固定資産の配賦額	9,059 百万円
	合計額	13,232 百万円

6. 会社法以外の法令の規定による引当金

(1) 漏水準備引当金

漏水による損失に備えるため、電気事業法第36条の規定により、「漏水準備引当金に関する省令」(経済産業省令)に基づき計上している。

(2) 原子力発電工事償却準備引当金

原子力発電所の運転開始直後に発生する減価償却費の負担を平準化するため、電気事業法第35条の規定により、「原子力発電工事償却準備引当金に関する省令」(経済産業省令)に基づき計上している。

【損益計算書に関する注記】

関係会社との取引高

営業取引による取引高	費用	703,178 百万円	収益	18,377 百万円
営業取引以外の取引による取引高		2,284 百万円		

【株主資本等変動計算書に関する注記】

当事業年度の末日における自己株式の数 2,894,627 株

【税効果会計に関する注記】

繰延税金資産の発生の主な原因は、災害損失引当金、資産除去債務、退職給付引当金であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、資産除去債務相当資産である。

なお、将来減算一時差異と将来加算一時差異の解消見込額を相殺した純額の繰延税金資産から同額の評価性引当額を控除しているため、繰延税金資産及び繰延税金負債は貸借対照表に計上していない。

【リースにより使用する固定資産に関する注記】

貸借対照表に計上した固定資産のほか、原子力発電設備や業務設備等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約にて使用している。

【関連当事者との取引に関する注記】

子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
関連会社	日本原燃株式会社	ウラン濃縮事業、再処理事業、廃棄物管理事業、廃棄物埋設事業	(所有)直接28.6%	ウランの濃縮、使用済燃料の再処理、高レベル放射性廃棄物の一時保管及び低レベル放射性廃棄物の埋設の委託(役員の兼任等)兼任1人、転籍5人	債務保証(注)	281,045	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 日本原燃株式会社に対する保証債務は、金融機関からの借入金及び社債に対して保証したものである。

【1株当たり情報に関する注記】

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 788円48銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | 853円33銭 |

【その他の注記】

1. 災害特別損失

東北地方太平洋沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用または損失を計上している。

当社の原子力発電所、火力発電所及び流通設備等が甚大な被害を受け、その被害額の全容の把握が困難であることなどから、現時点の合理的見積りが可能な範囲における概算額を計上しており、その内容は、原子炉等の冷却や放射性物質の飛散防止等の安全性の確保等に要する費用または損失、福島第一原子力発電所1～4号機の廃止に関する費用または損失等である。

なお、平成23年5月20日開催の取締役会において、福島第一原子力発電所1～4号機の廃止及び同発電所7・8号機の増設計画の中止について決定したため、当事業年度に廃止及び中止に関する費用または損失を計上している。

(1) 災害特別損失に含まれる費用または損失の計上方法等

イ 原子炉等の冷却や放射性物質の飛散防止等の安全性の確保等に要する費用または損失

福島第一原子力発電所の事故の収束に向け、原子炉及び使用済燃料プールの安定した冷却状態を確立し、放射性物質を抑制するための費用または損失を計上しており、その具体的な内容は、燃料域上部までの格納容器への注水、原子炉熱交換機能の回復、使用済燃料プールへの注水、放射性物質で汚染された水(滞留水)の保管・除染処理、原子炉等からの燃料取出し等に係る見積額である。

これらのうち、平成23年5月17日に公表した「福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋」における当面の取組みのロードマップに掲げた目標であるステップ1(放射線量が着実に減少傾向となっている)及びステップ2(放射性物質の放出が管理され、放射線量が大幅に抑えられている)に係る費用または損失については、具体的な目標期間と個々の対策の内容に基づく見積額を計上している。

一方、具体的なロードマップを示していない中長期的課題に係る費用または損失

については、工事等の具体的な内容を現時点では想定できず、通常の見積りが困難であることから、海外原子力発電所事故における実績額に基づく概算額を計上している。

- ロ 福島第一原子力発電所1～4号機の廃止に関する費用または損失
 - ① 被災した原子力発電設備について、被災状況から今後の復旧が見込めない設備であると合理的に判断できるものの、その資産の特定が困難であるものについては、固定資産の減損処理に基づく損失額を計上している。
 - ② 原子力発電施設の解体費用について、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（経済産業省令）に基づく総見積額と発電実績に応じて計上した累計額との差額を計上している。
 - ③ 装荷核燃料及び加工中等核燃料のうち、今後の使用が見込めない核燃料に係る損失について、評価損を計上するとともに、当該核燃料の処理費用について、使用済燃料再処理等準備費に準じて計上している。
- ハ 福島第一原子力発電所5・6号機及び福島第二原子力発電所の原子炉の安全な冷温停止状態を維持するため等に要する費用または損失
被災した福島第一原子力発電所5・6号機及び福島第二原子力発電所の今後の取扱いについては未定であるものの、原子炉の安全な冷温停止状態を維持するため等に要する費用または損失は、新潟県中越沖地震により被災した柏崎刈羽原子力発電所の復旧等に要する費用または損失と同程度と判断し、これに基づく見積額を計上している。
- ニ 福島第一原子力発電所7・8号機の増設計画の中止に伴う損失
福島第一原子力発電所7・8号機の増設計画の中止について、平成23年5月20日開催の取締役会において決定したため、当事業年度に当該増設計画に係る建設仮勘定の額を減損損失として災害特別損失に含めて計上している。
- ホ 火力発電所の復旧等に要する費用または損失
被災した火力発電所の復旧等に要する費用または損失を計上しており、資産の損壊状況の把握が困難であるものについては、再取得価額に基づく除却損相当額を見積り、その損失額を計上している。
なお、当該損失計上額は、一部を除き発生見込額である。

(2)災害特別損失の主な内訳

イ	原子炉等の冷却や放射性物質の飛散防止等の安全性の確保等に要する費用または損失	426,298 百万円
ロ	福島第一原子力発電所1～4号機の廃止に関する費用または損失	207,017 百万円
	うち① 原子力発電設備に関する減損損失	101,692 百万円
	② 原子力発電施設の解体費用	45,842 百万円
	③ 核燃料の損失	44,855 百万円
	核燃料の処理費用	14,627 百万円
ハ	福島第一原子力発電所5・6号機及び福島第二原子力発電所の原子炉の安全な冷温停止状態を維持するため等に要する費用または損失	211,825 百万円
ニ	福島第一原子力発電所7・8号機の増設計画の中止に伴う損失	39,360 百万円
ホ	火力発電所の復旧等に要する費用または損失	49,724 百万円
ヘ	その他	83,312 百万円
	合計	1,017,538 百万円

(3)災害特別損失に含まれる減損損失

イ 資産のグルーピングの方法

- ① 電気事業に使用している固定資産は、発電から販売まですべての資産が一体となってキャッシュ・フローを生成していることから、廃止を決定し代替的な投資も予定されていない資産のうち重要なものを除き全体を1つの資産グループとしている。
- ② 附帯事業に使用している固定資産は、原則として事業毎、地点毎に1つの資産グループとしている。
- ③ それ以外の固定資産については、原則として個別の資産毎としている。

ロ 減損損失を認識した資産または資産グループ

資産	場所	種類	減損損失(百万円)
福島第一原子力発電所 1～4号機	福島県双葉郡大熊町	建物 構築物 機械装置 建設仮勘定等	101,692
福島第一原子力発電所 7・8号増設工事	福島県双葉郡大熊町 及び双葉町	建設仮勘定	39,360

固定資産の種類ごとの内訳

建物	2,335 百万円
構築物	2,103 百万円
機械装置	90,169 百万円
建設仮勘定	45,241 百万円
その他	1,204 百万円

ハ 減損損失の認識に至った経緯

福島第一原子力発電所1～4号機の廃止及び同発電所7・8号機の増設計画の中止の決定に伴い、投資の回収が困難であるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として災害特別損失に含めて計上している。

ニ 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は正味売却価額を使用しており、正味売却価額については、他への転用や売却が困難であるため零円としている。

<参考>

東京電力福島原子力発電所事故に係る原子力損害の賠償に関する
政府の支援の枠組みについて

〔平成23年5月13日〕
原子力発電所事故経済被害対応チーム
関係閣僚会合決定

東京電力福島原子力発電所事故（以下「事故」）については、4月17日に東京電力株式会社（以下「東京電力」）が「事故の収束に向けた道筋」を公表している。政府は、東京電力に対し、この道筋の着実かつ極力早期の実施を求めているところであり、また、定期的なフォローアップを行い、作業の進捗確認と必要な安全性確認を行うこととしている。政府としては、一日も早く炉心を冷却し安定した状態を実現すべく、国内外のあらゆる知見、技術等得られるすべての力を結集し、万全の対策を講ずる。

事故によって住民や事業者の方々に大きな損害が発生していることに対し、今般、東京電力が、原子力損害の賠償に関する法律（以下「原賠法」）に基づく公平かつ迅速な賠償を行う旨の表

明があった。また、東日本大震災による東京電力福島原子力発電所の事故等により資金面での困難を理由として、政府による支援の要請があった。

この要請に関し、第一に、賠償総額に事前の上限を設けることなく、迅速かつ適切な賠償を確実に実施すること、第二に、東京電力福島原子力発電所の状態の安定化に全力を尽くすとともに、従事する者の安全・生活環境を改善し、経済面にも十分配慮すること、第三に、電力の安定供給、設備等の安全性を確保するために必要な経費を確保すること、第四に、上記を除き、最大限の経営合理化と経費削減を行うこと、第五に、厳正な資産評価、徹底した経費の見直し等を行うため、政府が設ける第三者委員会の経営財務の実態の調査に応じること、第六に、全てのステークホルダーに協力を求め、とりわけ、金融機関から得られる協力の状況について政府に報告を行うこと、について東京電力に確認を求めたところ、これらを実施することが確認された。

政府として、第一に、迅速かつ適切な損害賠償のための万全の措置、第二に、東京電力福島原子力発電所の状態の安定化及び事故処理に関係する事業者等への悪影響の回避、そして第三に、国民生活に不可欠な電力の安定供給、という三つを確保しなければならない。

このため、政府は、これまで政府と原子力事業者が共同して原子力政策を推進してきた社会的責務を認識しつつ、原賠法の下で、国民負担の極小化を図ることを基本として東京電力に対する支援を行うものとする。

政府は、今回の事態を踏まえ、将来にわたって原子力損害賠償の支払等に対応できる枠組みを設けることとし、東京電力以外の原子力事業者にも参加を求めることとする。

また、電力事業形態のあり方等を含むエネルギー政策の見直しの検討を進め、所要の改革を行うこととする。今回の支援の枠組みが、この検討・改革に支障を生じさせないようにするとともに、一定期間後に、被害者救済に遺漏がないか、電力の安定供給が図られているか、金融市場の安定が図られているか、等について検討を行い、必要な場合には追加的な措置を講ずるものとする。

(具体的な支援の枠組み)

政府の東京電力に対する支援の枠組みとして、次のように原子力事業者を対象とする一般的な支援の枠組みを策定し（別添図参照）、速やかに所要の法案を国会に提出することを目指す。

1. 原子力損害が発生した場合の損害賠償の支払等に対応する支援組織（機構）を設ける。
2. 機構への参加を義務づけられる者は原子力事業者である電力会社を基本とする。参加者は機構に対し負担金を支払う義務を負うこととし、十分な資金を確保する。負担金は、事業コストから支払を行う。
3. 機構は、原子力損害賠償のために資金が必要な原子力事業者に対し援助（資金の交付、資本充実等）を行う。援助には上限を設けず、必要があれば何度でも援助し、損害賠償、設備投資等のために必要とする金額のすべてを援助できるようにし、原子力事業者を債務超過にさせない。
4. 政府または機構は、原子力損害の被害者からの相談に応じる。また、機構は、原子力事業者からの資産の買取りを行う等、円滑な賠償のために適切な役割を果たす。
5. 政府は、機構に対し交付国債の交付、政府保証の付与等必要な援助を行う。
6. 政府は、援助を行うに先立って原子力事業者からの申請を受け、必要な援助の内容、経営合理化等を判断し、一定期間、原子力事業者の経営合理化等について監督（認可等）をする。
7. 原子力事業者は、機構から援助を受けた場合、毎年の事業収益等を踏まえて設定される特別な負担金の支払を行う。
8. 機構は、原子力事業者からの負担金等をもって必要な国庫納付を行う。
9. 原子力事業者が負担金の支払により電力の安定供給に支障が生じるなど例外的な場合には、政府が補助を行うことができる条項を設ける。

独立監査人の監査報告書

平成23年5月24日

東京電力株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 池上 玄 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 岡村 俊克 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 春日 淳志 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東京電力株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京電力株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 「継続企業の前提に関する注記」に記載されているとおり、東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、わが国の原子力損害賠償制度上、会社は原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年6月17日 法律第147号。以下「原賠法」という）の要件を満たす場合、賠償責任を負うこととされている。従って、会社グループの財務体質が大幅に悪化し継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在している。

会社は原子力事故の収束と安全性の確保、電力の安定供給を確保するための設備投資、高騰する化石燃料の手当等に相当な資金が必要となる一方で、社債の発行及び金融機関からの借入等の資金調達も極めて厳しい状況にあることを踏まえ、こうした補償を確実に実施するために、原子力経済被害担当大臣に対し原賠法第16条に基づく国の援助の枠組みの策定をお願いした。

それに対して、政府より「東京電力福島原子力発電所事故に係る原子力損

害の賠償に関する政府の支援の枠組みについて（平成23年5月13日 原子力発電所事故経済被害対応チーム 関係閣僚会合決定）」が公表された。この枠組みでは、会社は新設される支援組織（以下「機構」という）から必要な資金の援助を受け、責任をもって補償を行うこととされている。また、電力の安定供給の維持及び金融市場の安定等を考慮し、会社は機構に対し毎年の事業収益等を踏まえて設定される特別な負担金を支払うこととされている。会社は徹底した経営合理化による費用削減や資金確保に取り組み、この枠組みの中で賠償責任を果たしていく予定である。しかし、枠組みの詳細については今後の検討に委ねられていることや、立法化については今後国会での審議が必要となることを踏まえると、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。

連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。

2. 「連結貸借対照表に関する注記3. 保証債務等(2)偶発債務 ロ 原子力損害の賠償に係る偶発債務」に記載されているとおり、東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、わが国の原子力損害賠償制度上、会社は原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年6月17日 法律第147号）の要件を満たす場合、賠償責任を負うこととされている。また、その賠償額は原子力損害賠償紛争審査会が今後定める指針に基づいて算定されるなど、現時点では賠償額を合理的に見積ることができないことなどから、計上していない。
3. 「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記3. 会計処理基準に関する事項(3)重要な引当金の計上基準 ニ 災害損失引当金の追加情報 ・ 福島第一原子力発電所1～4号機の安全性の確保等に要する費用または損失のうち中長期的課題に係る費用または損失の見積り」に記載されているとおり、原子力発電所の廃止措置の実施にあたっては予め原子炉内の燃料を取出す必要があるが、その具体的な作業内容等の決定は安定的冷却状態が確立し原子炉内の状況を確認した後の判断となる。したがって、平成23年5月17日に公表した「福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋」において具体的なロードマップを示していない中長期的課題に係る費用または損失については、燃料取出しに係る費用も含め変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。
4. 「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記3. 会計処理基準に関する事項(4)原子力発電施設解体費の計上方法の追加情報 ・ 福島第一原子力発電所1～4号機の解体費用の見積り」に記載されているとおり、福島第一原子力発電所1～4号機の解体費用の見積りについては、被災状況の全容の把握が困難であることから今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。
5. 「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更」に記載されているとおり、会社は当連結会計年度から「資産除去債務に関する会計基準」及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成23年5月24日

東京電力株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 池上 玄 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岡村 俊克 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 春日 淳志 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東京電力株式会社
の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第87期事業年度の計算書類、
すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並び
にその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作
成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附
属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠
して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に
重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査
は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並び
に経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附
属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として
意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に
公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明
細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示し
ているものと認める。

追記情報

1. 「継続企業の前提に関する注記」に記載されているとおり、東北地方太平
洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害
について、わが国の原子力損害賠償制度上、会社は原子力損害の賠償に関す
る法律（昭和36年6月17日 法律第147号。以下「原賠法」という）の要件
を満たす場合、賠償責任を負うこととされている。従って、会社の財務体質
が大幅に悪化し継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在
している。

会社は原子力事故の収束と安全性の確保、電力の安定供給を確保するため
の設備投資、高騰する化石燃料の手当等に相当な資金が必要となる一方で、
社債の発行及び金融機関からの借入等の資金調達も極めて厳しい状況にある
ことを踏まえ、こうした補償を確実に実施するために、原子力経済被害担当
大臣に対し原賠法第16条に基づく国の援助の枠組みの策定をお願いした。

それに対して、政府より「東京電力福島原子力発電所事故に係る原子力損害の賠償に関する政府の支援の枠組みについて（平成23年5月13日 原子力発電所事故経済被害対応チーム 関係閣僚会合決定）」が公表された。この枠組みでは、会社は新設される支援組織（以下「機構」という）から必要な資金の援助を受け、責任をもって補償を行うこととされている。また、電力の安定供給の維持及び金融市場の安定等を考慮し、会社は機構に対し毎年の事業収益等を踏まえて設定される特別な負担金を支払うこととされている。会社は徹底した経営合理化による費用削減や資金確保に取り組み、この枠組みの中で賠償責任を果たしていく予定である。しかし、枠組みの詳細については今後の検討に委ねられていることや、立法化については今後国会での審議が必要となることを踏まえると、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。

計算書類及びその附属明細書は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類及びその附属明細書に反映されていない。

2. 「貸借対照表に関する注記3. 保証債務等(2)偶発債務 ロ 原子力損害の賠償に係る偶発債務」に記載されているとおり、東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、わが国の原子力損害賠償制度上、会社は原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年6月17日 法律第147号）の要件を満たす場合、賠償責任を負うこととされている。また、その賠償額は原子力損害賠償紛争審査会が今後定める指針に基づいて算定されるなど、現時点では賠償額を合理的に見積ることができないことなどから、計上していない。
3. 「重要な会計方針に係る事項に関する注記3. 引当金の計上基準(4)災害損失引当金の追加情報 ・福島第一原子力発電所1～4号機の安全性の確保等に要する費用または損失のうち中長期的課題に係る費用または損失の見積り」に記載されているとおり、原子力発電所の廃止措置の実施にあたっては予め原子炉内の燃料を取出す必要があるが、その具体的な作業内容等の決定は安定的冷却状態が確立し原子炉内の状況を確認した後の判断となる。したがって、平成23年5月17日に公表した「福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋」において具体的なロードマップを示していない中長期的課題に係る費用または損失については、燃料取出しに係る費用も含め変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。
4. 「重要な会計方針に係る事項に関する注記4. 原子力発電施設解体費の計上方法の追加情報 ・福島第一原子力発電所1～4号機の解体費用の見積り」に記載されているとおり、福島第一原子力発電所1～4号機の解体費用の見積りについては、被災状況の全容の把握が困難であることから今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。
5. 「重要な会計方針に係る事項の変更」に記載されているとおり、会社は当事業年度から「資産除去債務に関する会計基準」及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成22年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備及び運用されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及

び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムの整備及び運用についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

なお、東北地方太平洋沖地震による福島第一原子力発電所の事故、さらには供給力不足に伴う計画停電により、多くの方々に多大なご迷惑とご心配をおかけいたしております。この影響に伴う経営各面の課題への対応につきまして、引き続き厳格な監査を進めてまいります。

平成23年5月25日

東京電力株式会社	監査役会
常任監査役(常勤)	築 館 勝 利 ㊟
常任監査役(常勤)	千 野 宗 雄 ㊟
常任監査役(常勤)	唐 崎 隆 史 ㊟
監 査 役	林 貞 行 ㊟
監 査 役	高 津 幸 一 ㊟
監 査 役	小宮山 宏 ㊟
監 査 役	大 矢 和 子 ㊟

(注) 監査役 林貞行、同 高津幸一、同 小宮山宏及び同 大矢和子は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

以 上

株主メモ

事業年度

4月1日から翌年の3月31日まで

定時株主総会

6月

配当金の受領株主確定日

期末配当金 3月31日 中間配当金 9月30日

公告方法

電子公告により、当社のホームページに掲載いたします。

ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行います。

ホームページ <http://www.tepco.co.jp/corporateinfo/koukoku/>

株主名簿管理人

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

三菱UFJ信託銀行株式会社

(注) 同社は、特別口座の口座管理機関を兼ねております。

【連絡先】 〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目10番11号

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

電話 0120-232-711 (通話料無料)

ホームページ <http://www.tr.mufg.jp/daikou/>

東京電力株式会社

〒100-8560 東京都千代田区内幸町一丁目1番3号

電話 (03)6373-1111(代表)

ホームページ <http://www.tepco.co.jp/>